

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年6月30日

【事業年度】 第5期(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

【会社名】 株式会社間組

【英訳名】 HAZAMA CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 小野俊雄

【本店の所在の場所】 東京都港区虎ノ門二丁目2番5号

【電話番号】 東京03(3588)5700

【事務連絡者氏名】 総務部長 山田隆正

【最寄りの連絡場所】 東京都港区虎ノ門二丁目2番5号

【電話番号】 東京03(3588)5700

【事務連絡者氏名】 総務部長 山田隆正

【縦覧に供する場所】 株式会社間組名古屋支店
(名古屋市中区錦二丁目4番16号)

株式会社間組大阪支店
(大阪市北区堂島浜二丁目2番8号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
決算年月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月
(1) 連結経営指標等					
売上高 (百万円)	140,341	225,328	230,474	237,205	221,003
経常利益 (百万円)	3,841	6,105	5,647	3,493	2,400
当期純利益 (百万円)	746	2,608	2,132	947	843
純資産額 (百万円)	25,177	27,987	31,227	32,585	31,123
総資産額 (百万円)	182,223	174,610	173,772	171,540	159,267
1株当たり純資産額 (円)	141.23	167.81	200.23	213.25	198.06
1株当たり当期純利益金額 (円)	6.91	24.01	19.24	7.24	5.62
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	5.78	18.16	14.84	6.59	1
自己資本比率 (%)	13.8	16.0	18.0	19.0	19.5
自己資本利益率 (%)	4.0	9.8	7.2	3.0	2.7
株価収益率 (倍)	39.94	11.66	18.76	21.96	19.22
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	837	1,276	5,142	5,021	648
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	965	5,129	1,642	222	340
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	2,705	5,983	3,572	1,021	2,064
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	20,540	20,947	21,202	27,103	25,528
従業員数 (人)	2,618	2,420	2,426	2,411	2,376

回次	第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期	第 5 期
決算年月	平成16年 3 月	平成17年 3 月	平成18年 3 月	平成19年 3 月	平成20年 3 月
(2) 提出会社の経営指標等					
売上高 (百万円)	126,857	199,734	206,299	216,926	204,151
経常利益 (百万円)	3,739	5,601	5,357	3,341	2,124
当期純利益 (百万円)	724	1,404	1,900	675	516
資本金 (百万円)	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000
発行済株式総数 (千株)	普通株式 100,000 第 種優先株式 750 第 種優先株式 875 第 種優先株式 875 第 種優先株式 250	普通株式 100,000 第 種優先株式 750 第 種優先株式 875 第 種優先株式 875 第 種優先株式 250	普通株式 100,000 第 種優先株式 750 第 種優先株式 875 第 種優先株式 875 第 種優先株式 250	普通株式 100,000 第 種優先株式 750 第 種優先株式 875 第 種優先株式 875 第 種優先株式 250	普通株式 100,000 第 種優先株式 750 第 種優先株式 875 第 種優先株式 875 第 種優先株式 250
純資産額 (百万円)	22,669	24,165	27,243	28,533	26,749
総資産額 (百万円)	165,662	160,748	161,250	161,979	152,146
1 株当たり純資産額 (円)	116.15	129.59	160.38	172.71	154.30
1 株当たり配当額 (円) (内 1 株当たり中間配当額)	普通株式 0.000 第 種優先株式 17.291 第 種優先株式 19.976 第 種優先株式 22.661 第 種優先株式 21.318 (普通株式) (第 種優先株式) (第 種優先株式) (第 種優先株式) (第 種優先株式)	普通株式 0.00 第 種優先株式 64.56 第 種優先株式 74.56 第 種優先株式 84.56 第 種優先株式 79.56 (普通株式) (第 種優先株式) (第 種優先株式) (第 種優先株式) (第 種優先株式)	普通株式 1.50 第 種優先株式 64.72 第 種優先株式 74.72 第 種優先株式 84.72 第 種優先株式 79.72 (普通株式) (第 種優先株式) (第 種優先株式) (第 種優先株式) (第 種優先株式)	普通株式 1.50 第 種優先株式 70.52 第 種優先株式 80.52 第 種優先株式 90.52 第 種優先株式 85.52 (普通株式) (第 種優先株式) (第 種優先株式) (第 種優先株式) (第 種優先株式)	普通株式 1.50 第 種優先株式 91.52 第 種優先株式 101.52 第 種優先株式 111.52 第 種優先株式 106.52 (普通株式) (第 種優先株式) (第 種優先株式) (第 種優先株式) (第 種優先株式)
1 株当たり当期純利益金額 (円)	6.69	11.97	16.93	4.52	2.34
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額 (円)	5.61	9.78	13.23	4.51	1
自己資本比率 (%)	13.7	15.0	16.9	17.6	17.6
自己資本利益率 (%)	4.4	6.0	7.4	2.4	1.9
株価収益率 (倍)	41.26	23.39	21.32	35.18	46.15
配当性向 (%)			8.9	33.2	64.1
従業員数 (人)	2,160	2,002	2,008	2,008	2,010

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれていない。

2 純資産額の算定にあたり、平成19年 3 月期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第 5 号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第 8 号)を適用している。

3 従業員数は就業人員数を表示している。

4 第 1 期は、平成15年10月 1 日から平成16年 3 月31日までの 6 ヶ月決算である。

5 1 希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載していない。

2 【沿革】

明治22年4月間猛馬の個人企業として福岡県門司に創業し、土木建築の請負に従事したのが、当社の起源である。その後、本店を下関から東京に移転するとともに、合資会社から株式会社へと組織の拡充を行いながら、活発な営業展開を進め全国的規模での工事を手がけるようになり、特に大型土木を得意とする総合建設業者となる。

当社は、この旧ハザマ（現商号：青山管財株式会社）が平成15年10月1日に分割型分割（混合型）による新設分割を行ったことにより、建設事業部門の承継会社として設立された。

設立後の主な変遷は次のとおりである。

年月	概要
平成15年10月	旧ハザマ（現商号：青山管財株式会社）の会社分割により建設事業部門の承継会社として設立。 東京証券取引所市場第一部に上場。 建設業許可「国土交通大臣許可（特 - 15）第20330号」ならびに宅地建物取引業免許「東京都知事（1）第82456号」を取得。
平成15年10月	
平成15年10月	
平成17年4月	子会社である青山機工株式会社と同じく子会社である日本イコス株式会社を吸収合併。 本店等を東京都港区北青山二丁目5番8号から、港区虎ノ門二丁目2番5号へと移転。 支店組織の整理・拡充により、東京支店・関東支店を廃し、関東土木支店・東京建築第一支店 東京建築第二支店を設置。
平成17年5月	
平成17年5月	

3 【事業の内容】

当社グループは、平成20年3月31日現在、当社、子会社5社、関連会社4社で構成され、建設事業を主な事業とし、さらに各事業に関連する事業活動を展開している。

当社グループの事業に係わる位置付け及び事業の種類別セグメントとの関連は、次のとおりである。

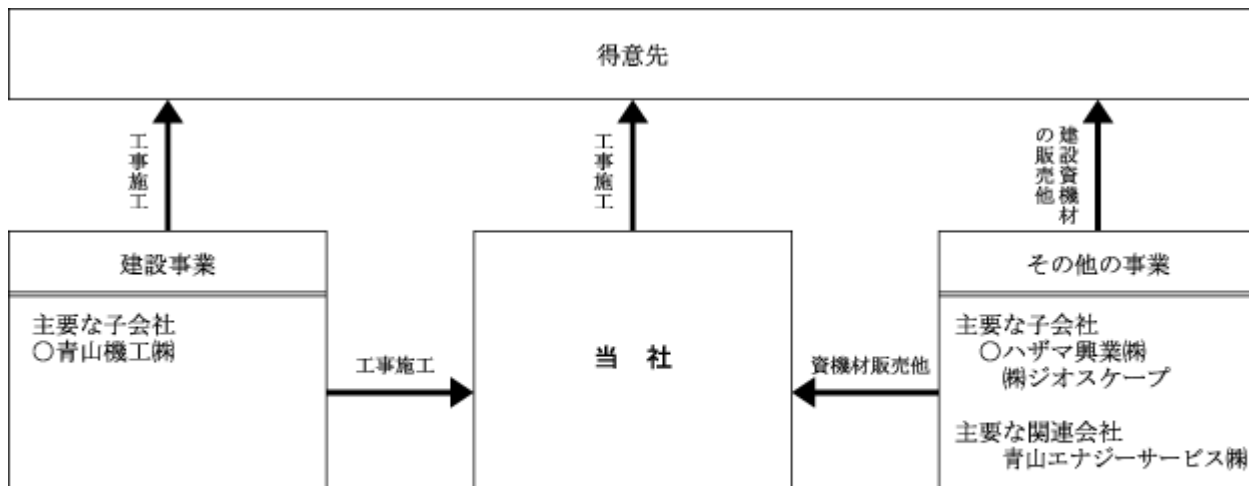
建設事業

当社は総合建設業を営んでおり、施工する工事の一部を連結子会社である青山機工(株)に発注している。

その他の事業

連結子会社であるハザマ興業(株)は、建設用資材の販売及びリースを主要事業としており、当社に対し建設用資材を納入及びリースしている。

事業の系統図は次のとおりである。



○連結子会社

4 【関係会社の状況】

連結子会社

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有(被所有)割合		関係内容
				所有割合 (%)	被所有割合 (%)	
ハザマ興業株式会社	東京都江東区	152	その他の事業	100		当社グループの建設用資材並びに住宅用設備品等の販売・リースを行っている。 役員の兼任等...従業員6名
青山機工株式会社	東京都江東区	200	建設事業	100		当社の建設事業において施工協力している。 役員の兼任等...従業員6名

- (注) 1 主要な事業の内容欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載している。
2 上記の会社は、有価証券報告書を提出していない。
3 特定子会社である。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成20年3月31日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(人)
建設事業	2,096
その他の事業	228
全社(共通)	52
計	2,376

(注) 従業員数は就業人員である。

(2) 提出会社の状況

平成20年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(才)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
2,010	45.2	21.0	6,659,198

(注) 1 従業員数は就業人員である。

2 平均勤続年数は、旧ハザマ(現商号：青山管財株式会社)における勤続年数を通算して算出している。

3 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでいる。

(3) 労働組合の状況

間組職員労働組合と称し、平成20年3月末現在の組合員数は1,407人である。結成以来円満に推移しており特記すべき事項はない。なお、当組合は日本建設産業職員労働組合協議会に加盟している。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度におけるわが国の経済は、原油高にともなうコスト増や米国景気の減速などにより、景気回復を牽引してきた企業収益が弱まり、景気後退懸念が強まった。

また、建設産業においては、生産設備投資等の民間需要が底堅く推移する一方で、官庁建設投資は依然として長期的な減少傾向にあり、さらに受注価格競争、改正建築基準法の影響、建設コスト増による収益の低下等が顕著となり、経営環境は一段と厳しさを増している。

こうした状況のもと、当社グループの当連結会計年度の業績は、売上高は2,210億円（前連結会計年度比6.8%減少）、営業利益は44億円（前連結会計年度比12.6%減少）、経常利益が24億円（前連結会計年度比31.3%減少）となり当期純利益は、法人税等調整額等による控除により8億円（前連結会計年度比11.0%減少）となった。

（注）「第2事業の状況」における各事項の記載については、消費税等抜きの金額で表示している。

事業の種類別セグメント

（建設事業）

受注高は2,536億円（前連結会計年度比29.4%増加、提出会社単体ベース）、完成工事高は2,085億円（前連結会計年度比6.1%減少）、営業利益は46億円（前連結会計年度比13.3%減少）となった。

（その他の事業）

売上高は124億円（前連結会計年度比18.1%減少）、営業利益は4億円（前連結会計年度比43.2%増加）となった。

所在地別セグメント

（日本）

売上高は1,851億円（前連結会計年度比8.8%減少）、営業利益は38億円（前連結会計年度比25.0%減少）となった。

（その他の地域）

売上高は358億円（前連結会計年度比4.7%増加）、営業利益は12億円（前連結会計年度比119.2%増加）となった。

(2) キャッシュ・フローの状況

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前当期純利益25億円計上の他、売上債権の減少29億円、仕入債務の減少104億円、未成工事受入金の増加70億円等により、10億円の利息の支払い後で6億円のプラス（前連結会計年度は50億円のプラス）となった。投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券・投資有価証券の売却による収入4億円等により、3億円のプラス（前連結会計年度は2億円のマイナス）となった。財務活動によるキャッシュ・フローは、長期借入金の返済による支出等により20億円のマイナス（前連結会計年度は10億円のプラス）となった。以上により現金及び現金同等物の期末残高は、期首残高と比較して15億円減少し、255億円（前連結会計年度は271億円）となった。

2 【生産、受注及び販売の状況】

当社グループが営んでいる事業の大部分を占める建設事業では生産実績を定義することが困難であり、建設事業においては請負形態をとっているため、販売実績という定義は実態にそぐわない。

また、当社グループにおいては、建設事業以外では受注生産形態をとっていない。

よって、受注及び販売の状況については、「1 業績等の概要」における各事業の種類別セグメントの業績に関連付けて記載している。

なお、参考のため提出会社単独の事業の状況は次のとおりである。

建設事業における受注工事高及び施工高の状況

(1) 受注工事高、完成工事高、繰越工事高及び施工高

期別	工事別	期首手持 工事高 (百万円)	当期受注 工事高 (百万円)	計 (百万円)	当期完成 工事高 (百万円)	次期繰越工事高			当期 施工高 (百万円)
						手持工事高 (百万円)	うち施工高		
							(%)	(百万円)	
前事業年度 自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日	土木工事	(124,485) 125,236	89,134	214,370	97,518	116,852	3.4	3,965	96,994
	建築工事	(78,994) 79,044	106,927	185,971	118,819	67,152	11.4	7,668	117,338
	合計	(203,479) 204,280	196,061	400,342	216,337	184,004	6.3	11,633	214,332
当事業年度 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日	土木工事	(116,852) 115,902	131,611	247,513	97,453	150,060	3.4	5,167	98,655
	建築工事	(67,152) 67,253	122,048	189,301	105,929	83,371	10.0	8,357	106,619
	合計	(184,004) 183,155	253,659	436,815	203,383	233,431	5.8	13,525	205,275

(注) 1 期首手持工事高の上段()内表示額は、期首における前期末繰越工事高を表し、下段表示額は為替の影響を受ける海外工事について換算修正したものである。

2 期首手持工事で、契約の更改により請負金額に変更があるものについては、当期受注工事高にその増減額を含む。したがって当期完成工事高にもかかる増減額が含まれる。

3 次期繰越工事高の施工高は、手持工事ごとの進捗度により算出したものである。

4 受注工事高のうち海外工事の割合は前事業年度17.9%、当事業年度11.1%で、そのうち主なものは、次のとおりである。

前事業年度	アルジェリア公共事業省高速道路公団	アルジェリア東西高速道路東工区
当事業年度	Uniden Vietnam Ltd.	ユニデンベトナム工場新築工事

(2) 受注工事高の受注方法別比率

工事の受注方法は、特命と競争に大別される。

期別	区分	特命(%)	競争(%)	計(%)
前事業年度 自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日	土木工事	19.4	80.6	100.0
	建築工事	59.2	40.8	100.0
当事業年度 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日	土木工事	9.1	90.9	100.0
	建築工事	54.3	45.7	100.0

(注) 百分比は請負金額比である。

(3) 完成工事高

期別	区分	国内		海外 (A) (百万円)	海外 (A)/(B) (%)	計 (B) (百万円)
		官公庁 (百万円)	民間 (百万円)			
前事業年度 自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日	土木工事	57,209	23,542	16,766	17.2	97,518
	建築工事	12,062	89,352	17,404	14.6	118,819
	合計	69,271	112,895	34,170	15.8	216,337
当事業年度 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日	土木工事	48,206	30,556	18,690	19.2	97,453
	建築工事	7,322	81,539	17,067	16.1	105,929
	合計	55,529	112,096	35,757	17.6	203,383

(注) 1 海外工事の地域別割合は、次のとおりである。

地域	前事業年度(%)	当事業年度(%)
東南アジア	56.3	58.8
北米	17.1	15.4
中近東・アフリカ	2.3	10.4
中南米	6.8	8.0
その他	17.5	7.4
計	100.0	100.0

2 完成工事のうち主なものは、次のとおりである。

前事業年度の主なもの

大阪府土地開発公社	岬町多奈川地区多目的公園用地造成事業土砂採取・供給工事
大阪市交通局	高速電気軌道第8号線自東成区東中本一丁目至東成区大今里三丁目間地下線路および今里停留場工事(13工区)
横浜市	高速鉄道4号線高田西工区土木工事
(学)奈良学園	大学第一期1号館、アリーナ新築工事
(株)紀文食品	株式会社紀文食品岡山総社工場新築工事

当事業年度の主なもの

ベトナム電力公社	ダイニン水力発電プロジェクトCW2ダム工事
国土交通省関東地方整備局	さがみ縦貫上依知第2トンネル工事
三井不動産レジデンシャル(株)	(仮称)浦安市東野一丁目計画新築工事
オリックス不動産(株)	(仮称)厚木物流配送センター新築工事
(学)奈良学園	学研なら登美ヶ丘「学び街」プロジェクトPP・P・M・C棟新築工事

3 前事業年度、当事業年度ともに完成工事高総額に対する割合が100分の10以上の相手先はない。

(4) 手持工事高 (平成20年3月31日現在)

区分	官公庁(百万円)	民間(百万円)	計(百万円)
土木工事	123,901	26,158	150,060
建築工事	5,666	77,705	83,371
合計	129,567	103,863	233,431

手持工事のうち主なもの

アルジェリア公共事業省 高速道路公団	アルジェリア東西高速道路東工区	平成22年1月完成予定
国土交通省東北地方整備局 首都高速道路(株)	長井ダム本体建設第1工事 中央環状品川線大橋連結路工事	平成23年3月完成予定 平成25年6月完成予定
全国農業協同組合連合会 三菱ガス化学(株)	(仮称)久喜新病院建設工事 TTPプロジェクト建築工事	平成22年11月完成予定 平成22年1月完成予定

3 【対処すべき課題】

今後の国内景気の見通しについては、米国景気の減速の影響、円高の進行ならびに原油価格の高騰などが企業収益を圧迫するとともに、個人消費も足踏みし、景気の不透明感はさらに強まっていくものと予想される。

また、建設産業においては、景気後退懸念がある中での受注価格競争の激化、資機材・労務費の上昇による利益の圧迫要因、公共工事における入札制度改革など外的環境の変化は継続している。

当社では、このような環境の変化が続くなか、事業基盤・事業戦略を確立し、将来に向けた諸施策を実行していくため、新時代に「ハザマを築く」をテーマに第3次中期計画（平成20年4月～平成23年3月）を策定した。

当社グループは、利益の確保と安定化のため、採算性を最優先に事業規模を確保し、また、当社の誇る技術力と非価格競争力の更なる強化を通じて、収益力と企業価値の向上を図っていく。

なお、本計画の概要は以下の通りである。

テーマ：新時代に「ハザマを築く」～技術力・現場力で「攻めの挑戦」～

- ・確かな成長への足がかり
- ・人を育て競争を勝ち抜く
- ・継続的な企業価値の向上

計画期間～将来に向けた舵取り～

- ・第6期～第8期（平成20年4月～平成23年3月）
- 利益確保と安定化～採算性を最優先に事業規模を確保～
- ・徹底した選択と集中
- ・経営資源の最適化
- ・財務体質の充実
- 「技術のハザマ」の展開～顧客ニーズに技術で応える～
- ・高い技術で顧客の満足
- ・卓抜した技術者集団の発揮
- ・人材に積極的な投資
- ・協力会社とのパートナーシップ
- アライアンス等
- C S Rへの取組

4 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがある。

なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末（平成20年3月31日）現在において当社グループが判断したものである。

（1）業界動向

建設業界の環境変化によるリスク

当社グループの事業環境を悪化させる要因として、さらなる公共事業の縮小や国内外の経済情勢の後退による民間設備投資の縮小などが発生した場合には、当社の経営成績及び財政状態は影響を受ける可能性がある。

建設業界の競争激化によるリスク

当社グループは、建設事業を営む多数の事業者と競合しており、競合他社との間で価格競争が激化し、その期間が長期化した場合は、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性がある。

(2) 海外事業について

海外事業展開に係るリスク

当社グループは、東南アジア、米州をはじめとした諸外国において事業を行っている。

海外事業において、以下のようなリスクが顕在化した場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性がある。

- ・各国の法規制・税制の予期せぬ変化に伴うリスク
- ・各国における経済状態の悪化やテロ・戦争・暴動等の発生およびその国の政情不安、社会情勢の変化によるリスク
- ・為替相場の変動により、外貨建ての資産・負債・収益・費用の円換算額が変動するリスク

(3) 当社発行の優先株式について

当社の優先株式は平成20年12月25日以降、種類毎に区々に設定されている転換期間中に普通株式へ転換することが可能となっている。当該普通株式が株式市場で売却された場合には、需給次第で当社の普通株式の価格に影響を与える可能性がある。

(4) 訴訟事件等の発生に係るリスク

全国トンネルじん肺訴訟について

現在、当社を含む多数の建設会社を被告とする全国トンネルじん肺訴訟が、全国4地方裁判所に提訴され審理中である。審理の結果によっては、当社の業績はその影響を受ける可能性がある。

アスベスト問題について

当社グループは施工及び解体等の作業におけるアスベスト対策について十分な配慮を施していることから、業績等に影響を与えることはないものと判断しているが、想定を超える問題が生じた場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性がある。

過去の訴訟に係るリスク

現在、当社の元親会社である青山管財株式会社を被告とする訴訟案件があるが、同訴訟案件の原告が、当社が青山管財から分割された会社であることを根拠に同訴訟案件について当社を提訴した場合には、損害賠償金の負担等により、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性がある。

(5) 当社の事業推進に係るリスク

資材価格の変動リスク

当社グループは資材の調達について、安定的、かつ安価な調達を可能にするように取り組んでいるが、急激な市況の高騰により資材供給の逼迫、納期の遅延等が発生し、当社グループの生産活動に大きな支障をきたす場合、もしくは製造コストが急激に上昇する場合は、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性がある。

資金調達に係るリスク

当社グループの業績や財務状況の悪化、風説・風評の流布等が発生した場合、あるいは国内の景気悪化や金融システム不安等により資金調達市場が縮小した場合には、通常より著しく高い金利での資金調達が余儀なくされる可能性がある。その結果、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性がある。

借入金に係る制限条項について

当社の借入金のうちシンジケートローン95億円(平成20年3月末残高)については、各年度の決算期及び中間期の末日における連結及び個別の純資産額が一定の水準以上に維持されること、各年度の決算期における連結及び個別の経常損益が2期連続して損失とならないことなどの制限条項が設定されており、当該条項に抵触した場合には、返済期限前にシンジケートローンの元本及び利息を返済する義務が発生する可能性があり、かかる状況が発生した場合は、資金繰りに支障が生じ、財政状態等に影響を与えることもある。

金利変動リスク

当社グループは、主に運転資金のために平成20年3月期末連結ベースで232億88百万円の有利子負債がある。金融市場の逼迫、金融政策の変更、信用リスクの増大等により金利が上昇した場合、資金調達コストの増大により当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性がある。

退職給付債務等の変動による追加的損失の発生リスク

当社グループの退職給付費用及び債務は、年金資産の期待運用利回りや将来の退職給付債務算出に用いる年金数理上の前提条件に基づいて算出しているが、実際の結果が前提条件と異なる場合、または前提条件に変更があった場合等には、数理計算上の差異の償却を通して追加的損失が発生する可能性がある。また、当社グループの退職給付制度を改定した場合にも、追加的負担が発生する可能性がある。その結果、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性がある。

固定資産の資産価格変動リスク

当社グループは、研究所施設、事業所等で土地や建物を保有しているほか、建設機械を保有している。地価の下落、不動産市況の需給緩和、建設機械市場の低迷等によりこれらの固定資産の価値が低下した場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性がある。

有価証券の価格変動リスク

当社グループは市場性のある株式等の有価証券を保有している。当該有価証券の株価が大幅に下落した場合は評価損が発生し、売却した場合は売却損が発生するなど、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性がある。

繰延税金資産に係るリスク

繰延税金資産については、現行の会計基準に従い、現時点において想定される様々な予測・仮定を前提に将来の課税所得見積りを合理的に行った上で計上しているが、実際の課税所得が想定と異なること等により、繰延税金資産が減少し、自己資本比率が低下する可能性がある。また、計上している繰延税金資産については、今後の利益(課税所得)をもって全額回収可能と考えているが制度面の変更等によっては、一部取崩しを求められる可能性がある。

(6) 取引先等の信用リスクに係るもの

取引先等の信用リスクに係るもの

当社グループの主たる事業である建設請負業においては、多額の工事請負代金の立替が発生する可能性がある。

また、多数の施工協力会社及び共同企業体を構成する同業他社との取引があり、これら取引先等の信用不安などが顕在化した場合には、資金の回収不能や施工の遅れ、または追加費用の発生などにより業績に影響を及ぼす可能性がある。

手付金等保証に係るリスク

当社グループは、共同住宅等建設工事の発注者が、共同住宅の入居予定者から手付金等を預かるに際して同手付金等に対して債務保証をすることがある。同発注者の経営状況や財務状況等が悪化した場合には、当社グループが保証履行をすることになり、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性がある。

(7) 当社の管理面に係るリスク

法令違反等の発生によるリスク

当社グループは、国内において事業活動を行う上で、会社法、金融商品取引法、独占禁止法等、会社経営に係る一般的な法令諸規制や、建設業法、建築基準法、宅建業法等の建設業関連法令諸規制の適用を受けている。また、海外での事業活動については、それぞれの国や地域の法令諸規制の適用も受けている。当社グループは、役職員に対するコンプライアンスの徹底や法令リスク管理等を行っているが、これらの法令諸規制の違反が発生した場合には、当社グループの事業運営や、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性がある。

業務リスクの顕在化によるリスク

当社グループは、業務の遂行に際して、役職員による不正確な業務、あるいは不正や過失等に起因する不適切な業務が行われることにより損失が発生しないよう、管理職の指導強化や管理者の育成に努めているが、重大な業務リスクが発生した場合には、当社グループの業務運営や、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性がある。

情報漏洩等の発生によるリスク

当社グループは、お取引のある法人及び個人の情報を保有している。これらの重要な情報が外部へ漏洩した場合には、当社グループの社会的信用の低下を招くだけでなく、当社グループの業務運営への支障や、損害賠償請求等の発生により当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性がある。

工事目的物の欠陥リスク

当社グループは工事目的物の品質管理には万全を期しているが、欠陥が発生した場合には、お客様に対する信頼を失うとともに、瑕疵担保責任が生じることもあり、その際には経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性がある。

災害や事故によるリスク

当社グループは多くの施工現場を有しており、労働災害や人為的な操業事故を未然に防止するため、様々な安全対策の徹底を図っている。しかしながら、何らかの人為的な原因で操業事故等が発生した場合、あるいは、地震等の自然災害による事故が発生した場合は、当社グループの業績に影響を与える可能性がある。

5 【経営上の重要な契約等】

平成18年1月27日に安藤建設株式会社との更なる関係強化と事業シナジーの創出を目指し、資本業務提携の強化に関する契約を締結した。

6 【研究開発活動】

(建設事業)

当社グループは、常に「社会の一員としてひとりひとりの価値創造を活かし、豊かな未来の実現に貢献する」を基本理念として、土木・建築・環境分野を柱に、さらなる品質の安定と十分な顧客満足を確保するべく積極的に技術・研究開発活動を推進し、その成果の展開に取り組んでいる。

当連結会計年度における研究開発への投資総額は約16億円（消費税等抜き）である。この中には、社外からの受託研究に係わる費用約3億円が含まれている。当連結会計年度における主な研究成果等は次のとおりである。

(1) 普通コンクリートの1.7倍の遮蔽性能をもつ中性子遮蔽コンクリートを開発

- 放射線施設の壁厚低減、室内空間の拡大が可能に -

昨今、地球温暖化問題にともない原子力関連施設の建設が世界的に拡大する機運が高まっており、また、中性子を利用した研究施設や粒子線ガン治療施設等をはじめとする医療施設建設の需要拡大が見込まれている中、普通コンクリートに比べ約1.7倍の中性子遮蔽性能を持ち、強度や長期的耐久性も普通コンクリートと同等以上である中性子遮蔽コンクリートを大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構（KEK）と共同で新たに開発した。

この中性子遮蔽コンクリートは、中性子の減速と吸収の両方の性質を有しており、高速中性子に対しても十分な遮蔽効果を持っている。本技術を適用することで、遮蔽コンクリートの壁厚を低減し、限定された室内スペースを有効活用することが可能となる。今後、関連施設の新築工事・改修工事に本技術の導入を積極的に提案していく予定である。

(2) コンクリート表面のひび割れ幅を正確に測定できる機器を開発・商品化

コンクリート表面に発生するひび割れが、経年的な品質の劣化等につながることから、ひび割れ幅等の客観性のある評価が不可欠となっている。しかし、その測定方法については標準化・規格化されたものがなく、従来はクラックスケールの目盛りを目安に目視測定を行うのが一般的であり、測定結果の精度と客観性に難点があった。

そこで学識経験者や事業者などを対象に広くニーズを集め、ひび割れ幅を高い精度で簡易に測定・評価できる機器を（株）ファーストと共同開発・商品化した。今後、社内外へ積極的に働きかけを行い、本機器が広く普及しコンクリート構造物等の品質維持に活用されることを目指す。

(3) 超高層RC集合住宅の住戸プランの自由度を高める「CATS工法」を開発

- 実用化に向けて安藤建設（株）と共同開発 -

20～50階クラスの超高層RC集合住宅において、外周部のチューブ構造に加え、建物中央にコア（エレベータや階段室）を囲む形状の耐力壁（コアウォール）を配置することで、柱を細く梁せいを低く抑えることができる「CATS（Core walls And Tubes System）工法」を安藤建設（株）と共同で開発した。当工法により、高い耐震性能を実現できるだけでなく、自由度の高い住戸プランの実現が可能となった。また、純ラーメン構造と比較して、施工コストや施工サイクルが同程度であることも確認しており、今後、積極的に営業展開を行う予定である。

(その他の事業)

当連結会計年度は、研究開発活動は特段行われていない。

7 【財政状態及び経営成績の分析】

文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末（平成20年3月31日）現在において当社グループが判断したものである。

（1）重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されている。

この連結財務諸表の作成にあたって、当社グループは本業である建設事業の完成工事高の計上基準について、原則的に工事進行基準を採用している。

完成工事高の計上基準として、工事進行基準を採用している理由は、各事業年度の経営成績を適正かつ適時に表わすことができること、国際的にも工事進行基準を採用する方向にあることなどから、完成工事高の計上基準として合理的であると考えられることによるものである。

工事進行基準による完成工事高は、請負金額、工事総原価の見積りにより計上されることから、各事業年度末に工事進行基準採用工事毎に、請負金額、工事総原価について合理的に見直しを実施し、見積り要素に占める不確実性を排除している。

なお、当連結会計年度における工事進行基準による完成工事高は1,288億円、完成工事原価は1,199億円である。

（2）当連結会計年度の経営成績の分析

当社グループの当連結会計年度の経営成績は、売上高は当社の完成工事高が対前連結会計年度比6.0%の減少となったこと等により、前連結会計年度比6.8%減少の2,210億円となった。また、売上総利益は、利益率が0.2%改善されたものの、当社の完成工事総利益が完成工事高の減少にともない14.8%減少したこと等により、前連結会計年度比4.2%減少の152億円となった。

営業利益は、売上総利益の減少により、前連結会計年度比12.6%減少の44億円となった。

営業外収支は為替差損が発生したこと等により4億円悪化し、経常利益は24億円と前連結会計年度比31.3%の減少となった。

特別損益は投資有価証券等の評価損、訴訟和解費用の減少等により改善したが、以上により、当期純利益は8億円と前連結会計年度比11.0%の減少となった。

（3）経営成績に重要な影響を与える要因について

当社グループの本業である建設事業は、景気動向の影響を比較的受けやすい傾向にある。生産設備等の民間設備投資については底堅く推移しているものの、公共事業投資については、依然として、削減傾向が続くと予想される。

当連結会計年度における提出会社単体ベースの完成工事高のうち、国内官公庁工事の割合は27.3%を占めており、公共事業投資が大幅に削減された場合は、当社グループの業績に影響を与える要因となる。

また、当連結会計年度における連結売上高に対する海外売上高は16.2%を占めており、為替相場の急激な変動や進出国の政情・経済状況の変化によっては、当社グループの業績に影響を与える可能性がある。

(4) 戦略的現状と見通し

外的環境の変化が継続しているなか、将来を見据えたより踏み込んだ対応をしていくため、当社はハザマ第3次中期計画を策定した。

当社グループにおける当連結会計年度の業績は、概ね策定時の予想通りであり、また、技術と現場に軸足を置き、施工管理・現場支援に注力して安全・品質を徹底し、技術力・現場力で「攻めの挑戦」を進め、新時代にハザマを築いていく。

(5) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社グループの資金状況は、営業活動によるキャッシュ・フローでは、6億円のプラスとなった。主な内訳は、税金等調整前当期純利益25億円計上の他、売上債権の減少29億円、仕入債務の減少104億円、未成工事受入金の増加70億円、利息の支払い10億円などである。

投資活動によるキャッシュ・フローでは、3億円のプラスとなった。主な内訳は、有価証券・投資有価証券の売却による収入4億円等である。

財務活動によるキャッシュ・フローでは、20億円のマイナスとなった。これは、長期借入金の返済等によるものである。

以上により、現金及び現金同等物の期末残高は、期首残高と比較して15億円減少し、255億円となった。

(6) 経営者の問題認識と今後の方針について

景気後退が懸念されるなか、価格競争は激化しており、資機材・労務費の上昇が利益を圧迫している。また、公共工事における入札制度の改革など、外的環境の変化が続いている。

このような変化に対し、技術・現場に裏付けられた対応が求められている。第3次中期計画では、徹底した選択と集中、経営資源の最適化で採算性を最優先に事業規模を確保し、利益の確保と安定化を図っていく。また、技術力、現場力で顧客ニーズに応え、「技術のハザマ」を展開していく。

さらに、アライアンス、CSRに継続して取り組み、継続的な企業価値の向上を推進していく。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

(建設事業)

当連結会計年度は、技術研究開発のための機器類への投資、基幹業務の基盤整備を目指した情報システム投資を中心に行い、その総額は約1億円であった。

(その他の事業)

当連結会計年度は、特段の設備投資は行われていない。

(注) 「第3設備の状況」における各事項の記載については、消費税等抜きの金額を表示している。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

平成20年3月31日現在

事業所名 (所在地)	帳簿価額(百万円)				合計	従業員数 (人)
	建物・ 構築物 (賃借料)	機械・運搬 具・工具器 具備品	土地			
			土地：㎡ (賃借面積)	金額 (賃借料)		
本店 (東京都港区) 1	2,570 (749)	219	51,164	3,204	5,993	883
技術研究所 (茨城県つくば市) 2	2,574	289	55,397 (20,540)	5,125 (44)	7,990	27
東北支店 (仙台市青葉区)	408	4	5,090	2,689	3,102	179
大阪支店 (大阪市北区)	472 (62)	24	13,785	1,487	1,983	210
九州支店 (福岡市中央区)	170 (30)	18	18,519	791	980	172

(2) 国内子会社

平成20年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	事業の種類別 セグメントの 名称	帳簿価額(百万円)				合計	従業員数 (人)
			建物・ 構築物	機械・運搬 具・工具器 具備品	土地			
					土地：㎡ (賃借面積)	金額 (賃借料)		
ハザマ興業(株)	本店他 (東京都江東区)	その他の事業	115	134	26,146	512	763	225
青山機工(株)	本店他 (東京都江東区)	建設事業	4	359	39,410	113	477	141

- (注) 1 帳簿価額に建設仮勘定は含まない。
- 2 提出会社は建設事業の他にその他の事業を営んでいるが、大半の設備は建設事業又は共通的に使用されているので、事業の種類別セグメントに分類せず、主要な事業所ごとに一括して記載している。
- 3 提出会社は、土地及び建物の一部を連結会社以外から賃借している。建物については当連結会計年度の賃借料を「建物・構築物」欄の()内に外書きしている。また、土地については、「土地」欄の()内に賃借面積及び当連結会計年度の賃借料を外書きしている。
- 4 1 提出会社の本店には、関東土木支店、東京建築第一支店及び東京建築第二支店を含んでいる。
- 5 2 提出会社の技術研究所は、建設事業における施工技術などの研究開発施設である。他の施設は、提出会社・子会社ともに事業用施設(事務所ビルほか)である。
- 6 主要な土地・建物で賃貸中のものはない。
- 7 リース契約による賃借設備で重要なものはない。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(建設事業)

保有施設については、必要に応じて更新投資を進めて有効利用を促進し、また情報関連設備及び技術研究開発には継続して投資を行う予定だが、重要な設備の新設及び除却等の計画はない。

(その他の事業)

設備の新設及び除却等の計画はない。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	397,250,000
第 種優先株式	750,000
第 種優先株式	875,000
第 種優先株式	875,000
第 種優先株式	250,000
計	400,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成20年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成20年6月30日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	100,000,000	100,000,000	東京証券取引所 (市場第一部)	株主としての権利内容に制限 のない、標準となる株式
第 種優先株式	750,000	750,000		1
第 種優先株式	875,000	875,000		2
第 種優先株式	875,000	875,000		3
第 種優先株式	250,000	250,000		4
計	102,750,000	102,750,000		

- 1、2、3 第 種第 種及び第 種優先株式は、現物出資（借入金の株式化）によって発行されている。
1 第 種優先株式の内容は次のとおりである。

(1) 優先配当金

第 種優先配当金

当社は、剰余金の配当を行うときは、第 種優先株式を有する株主（以下「第 種優先株主」という。）または第 種優先株式の登録株式質権者（以下「第 種優先登録質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録質権者」という。）に先立ち、第 種優先株式1株につき下記 に定める額の剰余金（以下「第 種優先配当金」という。）を支払う。
優先配当金の額

1株あたりの第 種優先配当金の額は、第 種優先株式の発行価額（4,000円）に、それぞれの事業年度毎に下記の配当年率（以下「第 種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額とする。ただし、初年度の第 種優先配当金については、配当起算日から事業年度の最終日までの日数（初日および最終日を含む。）で日割り計算した額とする。

第 種優先配当金は、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。ただし、計算の結果が400円を超える場合は、第 種優先配当金の額は400円とする。

第 種優先配当年率は、平成15年12月25日以降、次回配当年率修正日（下記に定義される。）の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。

第 種優先配当年率 = 日本円TIBOR（1年物） + 1.500%

第 種優先配当年率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

「配当年率修正日」は、平成15年12月25日以降の毎年4月1日とする。当日が銀行休業日の場合は前営業日を配当年率修正日とする。

「日本円TIBOR（1年物）」とは、平成15年12月25日または各配当年率修正日において、午前11時における日本円1年物トーカー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。日本円TIBOR（1年物）が公表されていない場合は、同日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート（ユーロ円LIBOR 1年物（360日ベース））として英国銀行協会（BBA）によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを日本円TIBOR（1年物）に代えて用いるものとする。

非累積条項

ある事業年度において第 種優先株主または第 種優先登録質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第 種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

第 種優先株主または第 種優先登録質権者に対しては、第 種優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。

(2) 残余財産の分配

当会社の残余財産の分配をするときは、第 種優先株主または第 種優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、第 種優先株式 1 株につき 4,000円を支払う。第 種優先株主または第 種優先登録質権者に対しては、前記のほか残余財産の分配を行わない。

(3) 議決権

第 種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

(4) 募集株式の割当て

当会社は、法令の定める場合を除き、第 種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、第 種優先株主に対し、募集株式の割当てを受ける権利もしくは募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当てもしくは新株予約権無償割当ては行わない。

(5) 普通株式を対価とする取得請求権

取得を請求し得べき期間

第 種優先株式の取得を請求し得べき期間は、平成20年12月25日から平成35年12月24日までとする。

取得の条件

第 種優先株主は、上記 の期間中、1 株につき下記(イ)ないし(ハ)に定める取得価額により、当会社に対して、当会社の普通株式の交付と引き換えに第 種優先株式を取得することを請求することができる。

(イ)当初取得価額

当初取得価額は、平成16年1月1日に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。

(ロ)取得価額の修正

取得価額は、平成21年10月1日以降平成35年10月1日まで、毎年10月1日（以下それぞれ「取得価額修正日」という。）に、各取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（以下それぞれ「時価算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数は除く。）に修正される（修正後取得価額は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。なお、上記の時価算定期間に、下記(ハ)で定める取得価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、下記(ハ)に準じて取締役会が適当と判断する値に調整される。）。ただし、上記計算の結果、修正後取得価額が当初取得価額（ただし、下記(ハ)により調整される。）の75%に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。以下「下限取得価額」という。ただし、下記(ハ)により調整される。）を下回る場合には下限取得価額をもって、また、修正後取得価額が当初取得価額（ただし、下記(ハ)により調整される。）を上回る場合には当初取得価額（ただし、下記(ハ)により調整される。）をもって修正後取得価額とする。

(ハ)取得価額の調整

a. 第 種優先株式発行後、次のいずれかに該当する場合には、取得価額を次に定める算式（以下「取得価額調整式」という。）により調整する。取得価額調整式を用いる計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{1 \text{株あたりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

- () 取得価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合（自己株式を処分する場合を含む。）、調整後取得価額は、払込みの翌日以降、または募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。処分される自己株式の数は取得価額調整式における「新規発行普通株式数」に算入される。
 - () 株式の分割（無償割当てを含む。）により普通株式を発行する場合、調整後取得価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金の額を増加することを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該剰余金の額を減少して資本金の額を増加することの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための基準日とする場合には、調整後取得価額は、当該剰余金の額を減少して資本金の額を増加することの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。
 - () 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当会社が取得するのと引き換えに普通株式の交付を請求することができる株式または権利行使により交付される普通株式1株あたりの払込金額（ただし、当該払込金額は当該募集新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の額の合計額の普通株式1株あたりの額により算出されるものとする。）が取得価額調整式に使用する時価を下回ることとなる新株予約権を行使できる証券（権利）を発行する場合、調整後取得価額は、その証券（権利）の発行日に、または募集のための基準日がある場合はその日の終わりに、発行される証券（権利）の全額が取得またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降またはその基準日の翌日以降これを適用する。以後の調整においては、かかるみなし株式数は、実際に当該取得または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される（下記()も同様とする。）。)
 - () 当会社が取得するのと引き換えに普通株式の交付を請求することができる株式または新株予約権を行使できる証券（権利）であって、取得価額または新株予約権の行使価額が発行日に決定されておらず発行日以降の一定の日（以下「価額決定日」という。）の時価を基準として決定されるものを発行した場合において、決定された取得価額または権利行使により発行される普通株式1株あたりの払込金額（ただし、当該払込金額は当該募集新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の額の合計額の普通株式1株あたりの額により算出されるものとする。）が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合、調整後取得価額は、当該価額決定日の時点で残存する証券（権利）の全額が取得またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。
 - b. 上記aに掲げる場合のほか、合併、資本金の額の減少または普通株式の併合等により取得価額の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と判断する取得価額により変更される。
 - c. 取得価額調整式に使用する1株あたりの時価は、調整後取得価額を適用する日（ただし、上記a()ただし書きの場合には基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。なお、上記45取引日の間に、上記aまたはbで定める取得価額の調整事由が生じた場合には、取得価額調整式で使用する時価（当該平均値）は、取締役会が適当と判断する価額に調整される。
 - d. 取得価額調整式に使用する調整前取得価額は、調整後取得価額を適用する前日において有効な取得価額とし、また、取得価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、または、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日における当会社の発行済普通株式数とする。なお、処分される自己株式の数は取得価額調整式に使用する既発行普通株式数からは控除される。
 - e. 取得価額調整式に使用する1株あたりの払込金額とは、それぞれ以下のとおりとする。
 - () 上記a()の時価を下回る払込金額をもって募集株式の発行等をする場合には、当該払込金額（金銭以外の財産による払込みの場合にはその適正な評価額）
 - () 上記a()の株式の分割により普通株式を発行する場合は0円
 - () 上記a()の時価を下回る価額をもって当会社が取得するのと引き換えに普通株式の交付を請求することができる株式またはa()で定める内容の新株予約権を行使できる証券（権利）を交付する場合は、当該取得価額または当該新株予約権の行使により交付される普通株式1株あたりの払込金額（ただし、当該払込金額は当該募集新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の額の合計額の普通株式1株あたりの額により算定されるものとする。)
 - () 上記a()の場合は、価額決定日に決定された取得価額または新株予約権の行使により交付される普通株式1株あたりの払込金額（ただし、当該払込金額は当該募集新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の額の合計額の普通株式1株あたりの額により算定されるものとする。)
- 取得請求により交付すべき普通株式数
- 第 種優先株式の取得請求により交付すべき当会社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{取得請求により交付すべき普通株式数} = \frac{\text{第 種優先株主が取得請求のために提出した第 種優先株式の発行価額の総額}}{\text{取得価額}}$$

取得請求により交付すべき普通株式数の算出にあたっては、1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

取得請求により交付する株式の内容

当会社普通株式

取得請求受付場所

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

取得効力の発生

取得の効力は、取得請求書および第 種優先株式の株券が上記 に記載する取得請求受付場所に到着したときに発生する。ただし、第 種優先株式の株券が発行されていない場合は、株券の提出は要しないものとする。

取得請求による普通株式の交付後第1回目の配当

第 種優先株式の取得請求により交付された普通株式に対する最初の剰余金の配当は、取得請求または下記(6)に記載する一斉取得がなされたときに属する事業年度の始めにおいて取得があったものとみなしてこれを支払う。

(6) 第 種優先株式の一斉取得

取得を請求し得べき期間中取得請求のなかった第 種優先株式は、同期間の末日の翌日（以下「一斉取得日」という。）をもって、当社が当該株式の全部を取得するのと引き換えに、第 種優先株主に対し、第 種優先株式1株の払込金相当額を、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数は除く。以下「一斉取得価額」という。）で除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。

この場合、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合には下限取得価額をもって、また、一斉取得価額が上限取得価額を上回る場合には上限取得価額をもって一斉取得価額とする。上限取得価額とは、当初取得価額に等しい金額（ただし、上記(5) (八)により調整される。）をいう。

前記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法に定める株式併合の場合に準じてこれを取扱う。

(7) 優先順位

当社の発行する各種の優先株式の優先配当金ならびに残余財産の分配の支払順位は、第 種累積未払配当金を除き同順位とする。

2 第 種優先株式の内容は次のとおりである。

(1) 優先配当金

第 種優先配当金

当社は、剰余金の配当を行うときは、第 種優先株式を有する株主（以下「第 種優先株主」という。）または第 種優先株式の登録株式質権者（以下「第 種優先登録質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録質権者」という。）に先立ち、第 種優先株式1株につき下記 に定める額の剰余金（以下「第 種優先配当金」という。）を支払う。優先配当金の額

1株あたりの第 種優先配当金の額は、第 種優先株式の発行価額（4,000円）に、それぞれの事業年度毎に下記の配当年率（以下「第 種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額とする。ただし、初年度の第 種優先配当金については、配当起算日から事業年度の最終日までの日数（初日および最終日を含む。）で日割り計算した額とする。

第 種優先配当金は、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。ただし、計算の結果が400円を超える場合は、第 種優先配当金の額は400円とする。

第 種優先配当年率は、平成15年12月25日以降、次回配当年率修正日（下記に定義される。）の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。

$$\text{第 種優先配当年率} = \text{日本円TIBOR（1年物）} + 1.750\%$$

第 種優先配当年率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

「配当年率修正日」は、平成15年12月25日以降の毎年4月1日とする。当日が銀行休業日の場合は前営業日を配当年率修正日とする。

「日本円TIBOR（1年物）」とは、平成15年12月25日または各配当年率修正日において、午前11時における日本円1年物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。日本円TIBOR（1年物）が公表されていない場合は、同日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート（ユーロ円LIBOR 1年物（360日ベース））として英国銀行協会（BBA）によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを日本円TIBOR（1年物）に代えて用いるものとする。

非累積条項

ある事業年度において第 種優先株主または第 種優先登録質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第 種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

第 種優先株主または第 種優先登録質権者に対しては、第 種優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。

(2) 残余財産の分配

当会社の残余財産の分配をするときは、第 種優先株主または第 種優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、第 種優先株式1株につき4,000円を支払う。第 種優先株主または第 種優先登録質権者に対しては、前記のほか残余財産の分配を行わない。

(3) 議決権

第 種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

(4) 募集株式の割当て

当会社は、法令に定める場合を除き、第 種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、第 種優先株主に対し、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。

(5) 普通株式を対価とする取得請求権

取得を請求し得べき期間

第 種優先株式の取得を請求し得べき期間は、平成22年12月25日から平成37年12月24日までとする。

取得の条件

第 種優先株主は、上記 の期間中、1株につき下記(イ)ないし(ハ)に定める取得価額により、当会社に対して、当会社の普通株式の交付と引き換えに第 種優先株式を取得することを請求することができる。

(イ)当初取得価額

当初取得価額は、平成16年1月1日に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。

(ロ)取得価額の修正

取得価額は、平成23年10月1日以降平成37年10月1日まで、毎年10月1日（以下それぞれ「取得価額修正日」という。）に、各取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（以下それぞれ「時価算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数は除く。）に修正される（修正後取得価額は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。なお、上記の時価算定期間に、下記(ハ)で定める取得価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、下記(ハ)に準じて取締役会が適当と判断する値に調整される。）。ただし、上記計算の結果、修正後取得価額が当初取得価額（ただし、下記(ハ)により調整される。）の70%に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。以下「下限取得価額」という。ただし、下記(ハ)により調整される。）を下回る場合には下限取得価額をもって、また、修正後取得価額が当初取得価額（ただし、下記(ハ)により調整される。）を上回る場合には当初取得価額（ただし、下記(ハ)により調整される。）をもって修正後取得価額とする。

(ハ)取得価額の調整

a. 第 種優先株式発行後、次のいずれかに該当する場合には、取得価額を次に定める算式（以下「取得価額調整式」という。）により調整する。取得価額調整式を用いる計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{1 \text{株あたりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

() 取得価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合（自己株式を処分する場合を含む。）、調整後取得価額は、払込みの翌日以降、または募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。処分される自己株式の数は取得価額調整式における「新規発行普通株式数」に算入される。

- () 株式の分割（無償割当てを含む。）により普通株式を発行する場合、調整後取得価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金の額を増加することを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合、当該剰余金の額を減少して資本金の額を増加することの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための基準日とする場合には、調整後取得価額は、当該剰余金の額を減少して資本金の額を増加することの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。
- () 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当社が取得するのと引き換えに普通株式の交付を請求することができる株式または権利行使により交付される普通株式1株あたりの払込金額（ただし、当該払込金額は当該募集新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の額の合計額の普通株式1株当たりの額により算出されるものとする。）が取得価額調整式に使用する時価を下回ることとなる新株予約権を行使できる証券（権利）を発行する場合、調整後取得価額は、その証券（権利）の発行日に、または募集のための基準日がある場合はその日の終わりに、発行される証券（権利）の全額が取得またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降またはその基準日の翌日以降これを適用する。以後の調整においては、かかるみなし株式数は、実際に当該取得または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される（下記()も同様とする。）。
- () 当社が取得するのと引き換えに普通株式の交付を請求することができる株式または新株予約権を行使できる証券（権利）であって、取得価額または新株予約権の行使価額が発行日に決定されておらず発行日以降の一定の日（以下「価額決定日」という。）の時価を基準として決定されるものを発行した場合において、決定された取得価額または権利行使により発行される普通株式1株あたりの払込金額（ただし、当該払込金額は当該募集新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の額の合計額の普通株式1株当たりの額により算出されるものとする。）が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合、調整後取得価額は、当該価額決定日の時点で残存する証券（権利）の全額が取得またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。
- b. 上記aに掲げる場合のほか、合併、資本金の額の減少または普通株式の併合等により取得価額の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と判断する取得価額により変更される。
- c. 取得価額調整式に使用する1株あたりの時価は、調整後取得価額を適用する日（ただし、上記a()ただし書きの場合には基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数は除く。）とし、その計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。なお、上記45取引日の間に、上記aまたはbで定める取得価額の調整事由が生じた場合には、取得価額調整式で使用する時価（当該平均値）は、取締役会が適当と判断する価額に調整される。
- d. 取得価額調整式に使用する調整前取得価額は、調整後取得価額を適用する前日において有効な取得価額とし、また、取得価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、または、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数とする。なお、処分される自己株式の数は取得価額調整式に使用する既発行普通株式数からは控除される。
- e. 取得価額調整式に使用する1株あたりの払込金額とは、それぞれ以下のとおりとする。
- () 上記a()の時価を下回る払込金額をもって募集株式の発行等をする場合には、当該払込金額（金銭以外の財産による払込みの場合にはその適正な評価額）
- () 上記a()の株式の分割により普通株式を発行する場合は0円
- () 上記a()の時価を下回る価額をもって当社が取得するのと引き換えに普通株式の交付を請求することができる株式またはa()で定める内容の新株予約権を行使できる証券（権利）を交付する場合は、当該取得価額または当該新株予約権の行使により交付される普通株式1株あたりの払込金額（ただし、当該払込金額は当該募集新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の合計額の普通株式1株当たりの額により算定されるものとする。）
- () 上記a()の場合は、価額決定日に決定された取得価額または新株予約権の行使により交付される普通株式1株あたりの払込金額（ただし、当該払込金額は当該募集新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の合計額の普通株式1株当たりの額により算定されるものとする。）

取得請求により交付すべき普通株式数

第 種優先株式の取得請求により交付すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{取得請求により交付すべき普通株式数} = \frac{\text{第 種優先株主が取得請求のために提出した第 種優先株式の発行価額の総額}}{\text{取得価額}}$$

取得請求により交付すべき普通株式数の算出にあたっては、1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

取得請求により交付する株式の内容

当会社普通株式

取得請求受付場所

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

取得効力の発生

取得の効力は、取得請求書および第 種優先株式の株券が上記 に記載する取得請求受付場所に到着したときに発生する。ただし、第 種優先株式の株券が発行されていない場合は、株券の提出は要しないものとする。

取得請求による普通株式の交付後第1回目の配当

第 種優先株式の取得請求により交付された普通株式に対する最初の剰余金の配当は、取得請求または下記(6)に記載する一斉取得がなされたときに属する事業年度の始めにおいて取得があったものとみなしてこれを支払う。

(6) 第 種優先株式の一斉取得

取得を請求し得べき期間中取得請求のなかった第 種優先株式は、同期間の末日の翌日（以下「一斉取得日」という。）をもって、当社が当該株式の全部を取得するのと引き換えに、第 種優先株主に対し、第 種優先株式1株の払込金相当額を、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数は除く。以下「一斉取得価額」という。）で除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。

この場合、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合には下限取得価額をもって、また、一斉取得価額が上限取得価額を上回る場合には上限取得価額をもって一斉取得価額とする。上限取得価額とは、当初取得価額に等しい金額（ただし、上記(5)（八）により調整される。）をいう。

前記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法に定める株式併合の場合に準じてこれを取扱う。

(7) 優先順位

当社の発行する各種の優先株式の優先配当金ならびに残余財産の分配の支払順位は、第 種累積未払配当金を除き同順位とする。

3 第 種優先株式の内容は次のとおりである。

(1) 優先配当金

第 種優先配当金

当社は、剰余金の配当を行うときは、第 種優先株式を有する株主（以下「第 種優先株主」という。）または第 種優先株式の登録株式質権者（以下「第 種優先登録質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録質権者」という。）に先立ち、第 種優先株式1株につき下記 に定める額の剰余金（以下「第 種優先配当金」という。）を支払う。

優先配当金の額

1株あたりの第 種優先配当金の額は、第 種優先株式の発行価額（4,000円）に、それぞれの事業年度毎に下記の配当年率（以下「第 種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額とする。ただし、初年度の第 種優先配当金については、配当起算日から事業年度の最終日までの日数（初日および最終日を含む。）で日割り計算した額とする。

第 種優先配当金は、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。ただし、計算の結果が400円を超える場合は、第 種優先配当金の額は400円とする。

第 種優先配当年率は、平成15年12月25日以降、次回配当年率修正日（下記に定義される。）の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。

第 種優先配当年率 = 日本円TIBOR（1年物） + 2.000%

第 種優先配当年率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

「配当年率修正日」は、平成15年12月25日以降の毎年4月1日とする。当日が銀行休業日の場合は前営業日を配当年率修正日とする。

「日本円TIBOR（1年物）」とは、平成15年12月25日または各配当年率修正日において、午前11時における日本円1年物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。日本円TIBOR（1年物）が公表されていない場合は、同日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート（ユーロ円LIBOR 1年物（360日ベース））として英国銀行協会（BBA）によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを日本円TIBOR（1年物）に代えて用いるものとする。

累積条項

ある事業年度において、第 種優先株主または第 種優先登録質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第 種優先配当金の額に達しないときは、その不足額（以下「第 種累積未払配当金」という。）は翌事業年度に限り、第 種ないし第 種優先配当金および普通株主または普通登録質権者に対する剰余金の配当に先立って、これを第 種優先株主または第 種優先登録質権者に対して支払う。

参加条項

第 種優先配当金が支払われた後に残余利益があるときは、普通株主または普通登録質権者に対して、1株につき第 種優先配当金と同額にいたるまで剰余金の配当を行うことができ、さらに残余について剰余金の配当を行うときは、第 種優先株主または第 種優先登録質権者および普通株主または普通登録質権者に対し、1株につき同等の金額を支払う。

(2) 残余財産の分配

当会社の残余財産の分配をするときは、第 種優先株主または第 種優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、第 種優先株式1株につき4,000円を支払う。第 種優先株主または第 種優先登録質権者に対しては、前記のほか残余財産の分配を行わない。

(3) 議決権

第 種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

(4) 募集株式の割当て

当会社は、法令の定める場合を除き、第 種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、第 種優先株主に対し、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当て若しくは新株予約権無償割当ては行わない。

(5) 普通株式を対価とする取得請求権

取得を請求し得べき期間

第 種優先株式の取得を請求し得べき期間は、平成24年12月25日から平成39年12月24日までとする。

取得の条件

第 種優先株主は、上記の期間中、1株につき下記(イ)ないし(ハ)に定める取得価額により、当会社に対して、当会社の普通株式の交付と引き換えに第 種優先株式を取得することを請求することができる。

(イ)当初取得価額

当初取得価額は、平成16年1月1日に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。

(ロ)取得価額の修正

取得価額は、平成25年10月1日以降平成39年10月1日まで、毎年10月1日（以下それぞれ「取得価額修正日」という。）に、各取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（以下それぞれ「時価算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数は除く。）に修正される（修正後取得価額は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。なお、上記の時価算定期間内に、下記(ハ)で定める取得価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、下記(ハ)に準じて取締役会が適当と判断する値に調整される。）。ただし、上記計算の結果、修正後取得価額が当初取得価額（ただし、下記(ハ)により調整される。）の70%に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。以下「下限取得価額」という。ただし、下記(ハ)により調整される。）を下回る場合には下限取得価額をもって、また、修正後取得価額が当初取得価額（ただし、下記(ハ)により調整される。）を上回る場合には当初取得価額（ただし、下記(ハ)により調整される。）をもって修正後取得価額とする。

(ハ)取得価額の調整

a. 第 種優先株式発行後、次のいずれかに該当する場合には、取得価額を次に定める算式（以下「取得価額調整式」という。）により調整する。取得価額調整式を用いる計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{1 \text{株あたりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

() 取得価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合（自己株式を処分する場合を含む。）、調整後取得価額は、払込みの翌日以降、または募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。処分される自己株式の数は取得価額調整式における「新規発行普通株式数」に算入される。

- () 株式の分割（無償割当てを含む。）により普通株式を発行する場合、調整後取得価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金の額を増加することを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合、当該剰余金の額を減少して資本金の額を増加することの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための基準日とする場合には、調整後取得価額は、当該剰余金の額を減少して資本金の額を増加することの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。
- () 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当会社が取得するのと引き換えに普通株式の交付を請求することができる株式または権利行使により交付される普通株式1株あたりの払込金額（ただし、当該払込金額は当該募集新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の額の合計額の普通株式1株当たりの額により算出されるものとする。）が取得価額調整式に使用する時価を下回ることとなる新株予約権を行使できる証券（権利）を発行する場合、調整後取得価額は、その証券（権利）の発行日に、または募集のための基準日がある場合はその日の終わりに、発行される証券（権利）の全額が取得またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降またはその基準日の翌日以降これを適用する。以後の調整においては、かかるみなし株式数は、実際に当該取得または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される（下記()も同様とする。）。
- () 当会社が取得するのと引き換えに普通株式の交付を請求することができる株式または新株予約権を行使できる証券（権利）であって、取得価額または新株予約権の行使価額が発行日に決定されておらず発行日以降の一定の日（以下「価額決定日」という。）の時価を基準として決定されるものを発行した場合において、決定された取得価額または権利行使により発行される普通株式1株あたりの払込金額（ただし、当該払込金額は当該募集新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の額の合計額の普通株式1株当たりの額により算出されるものとする。）が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合、調整後取得価額は、当該価額決定日の時点で残存する証券（権利）の全額が取得またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。
- b. 上記aに掲げる場合のほか、合併、資本金の額の減少または普通株式の併合等により取得価額の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と判断する取得価額により変更される。
- c. 取得価額調整式に使用する1株あたりの時価は、調整後取得価額を適用する日（ただし、上記a()ただし書きの場合には基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。なお、上記45取引日の間に、上記aまたはbで定める取得価額の調整事由が生じた場合には、取得価額調整式で使用する時価（当該平均値）は、取締役会が適当と判断する価額に調整される。
- d. 取得価額調整式に使用する調整前取得価額は、調整後取得価額を適用する前日において有効な取得価額とし、また、取得価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、または、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日における当会社の発行済普通株式数とする。なお、処分される自己株式の数は取得価額調整式に使用する既発行普通株式数からは控除される。
- e. 取得価額調整式に使用する1株あたりの払込金額とは、それぞれ以下のとおりとする。
- () 上記a()の時価を下回る払込金額をもって募集株式の発行等をする場合には、当該払込金額（金銭以外の財産による払込みの場合にはその適正な評価額）
- () 上記a()の株式の分割により普通株式を発行する場合は0円
- () 上記a()の時価を下回る価額をもって当会社が取得するのと引き換えに普通株式の交付を請求することができる株式またはa()で定める内容の新株予約権を行使できる証券（権利）を交付する場合は、当該取得価額または当該新株予約権の行使により交付される普通株式1株あたりの払込金額（ただし、当該払込金額は当該募集新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の合計額の普通株式1株当たりの額により算定されるものとする。）
- () 上記a()の場合は、価額決定日に決定された取得価額または新株予約権の行使により交付される普通株式1株あたりの払込金額（ただし、当該払込金額は当該募集新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の合計額の普通株式1株当たりの額により算定されるものとする。）

取得請求により交付すべき普通株式数

第 種優先株式の取得請求により交付すべき当会社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{取得請求により交付すべき普通株式数} = \frac{\text{第 種優先株主が取得請求のために提出した第 種優先株式の発行価額の総額}}{\text{取得価額}}$$

取得請求により交付すべき普通株式数の算出にあたっては、1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

取得請求により交付する株式の内容

当会社普通株式

取得請求受付場所

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

取得効力の発生

取得の効力は、取得請求書および第 種優先株式の株券が上記 に記載する取得請求受付場所に到着したときに発生する。ただし、第 種優先株式の株券が発行されていない場合は、株券の提出は要しないものとする。

取得請求による普通株式の交付後第1回目の配当

第 種優先株式の取得請求により交付された普通株式に対する最初の剰余金の配当は、取得の請求または下記(6)に記載する一斉取得がなされたときに属する事業年度の始めにおいて取得があったものとみなしてこれを支払う。

(6) 第 種優先株式の一斉取得

取得を請求し得べき期間中取得請求のなかった第 種優先株式は、同期間の末日の翌日（以下「一斉取得日」という。）をもって、当社が当該株式の全部を取得するのと引き換えに、第 種優先株主に対し、第 種優先株式1株の払込金相当額を、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数は除く。以下「一斉取得価額」という。）で除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。

この場合、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合には下限取得価額をもって、また、一斉取得価額が上限取得価額を上回る場合には上限取得価額をもって一斉取得価額とする。上限取得価額とは、当初取得価額に等しい金額（ただし、上記(5)（八）により調整される。）をいう。

前記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法に定める株式併合の場合に準じてこれを取扱う。

(7) 優先順位

当社の発行する各種の優先株式の優先配当金ならびに残余財産の分配の支払順位は、第 種累積未払配当金を除き同順位とする。

4 第 種優先株式の内容は次のとおりである。

(1) 優先配当金

第 種優先配当金

当社は、剰余金の配当を行うときは、第 種優先株式を有する株主（以下「第 種優先株主」という。）または第 種優先株式の登録株式質権者（以下「第 種優先登録質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録質権者」という。）に先立ち、第 種優先株式1株につき下記 に定める額の剰余金（以下「第 種優先配当金」という。）を支払う。

優先配当金の額

1株あたりの第 種優先配当金の額は、第 種優先株式の発行価額（4,000円）に、それぞれの事業年度毎に下記の配当年率（以下「第 種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額とする。ただし、初年度の第 種優先配当金については、配当起算日から事業年度の最終日までの日数（初日および最終日を含む。）で日割り計算した額とする。

第 種優先配当金は、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。ただし、計算の結果が400円を超える場合は、第 種優先配当金の額は400円とする。

第 種優先配当年率は、平成15年12月25日以降、次回配当年率修正日（下記に定義される。）の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。

第 種優先配当年率 = 日本円TIBOR（1年物） + 1.875%

第 種優先配当年率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

「配当年率修正日」は、平成15年12月25日以降の毎年4月1日とする。当日が銀行休業日の場合は前営業日を配当年率修正日とする。

「日本円TIBOR（1年物）」とは、平成15年12月25日または各配当年率修正日において、午前11時における日本円1年物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。日本円TIBOR（1年物）が公表されていない場合は、同日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート（ユーロ円LIBOR 1年物（360日ベース））として英国銀行協会（BBA）によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを日本円TIBOR（1年物）に代えて用いるものとする。

非累積条項

ある事業年度において第 種優先株主または第 種優先登録質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第 種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

第 種優先株主または第 種優先登録質権者に対しては、第 種優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。

(2) 残余財産の分配

当会社の残余財産の分配をするときは、第 種優先株主または第 種優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、第 種優先株式 1 株につき4,000円を支払う。第 種優先株主または第 種優先登録質権者に対しては、前記のほか残余財産の分配を行わない。

(3) 金銭を対価とする取得請求

取得請求額

第 種優先株主は、当会社に対し平成16年 8 月 1 日以降、第 種優先株式の一部または全部の金銭による取得を請求することができる。

取得限度額

当会社は、上記 の請求がなされた場合に限り、毎年 7 月31日までの 1 年間に取得請求のあった第 種優先株式について、その直前の事業年度の株主資本等変動計算書における繰越利益剰余金の当期末残高（繰越利益剰余金の当期末残高がマイナスの場合も含む）と「その他資本剰余金」の当期末残高の合計額（0 円を下回る場合には0 円として計算する。）に本優先株式の取得を目的とした任意積立金の額（かかる任意積立金がない場合には任意積立金の額は0 円として計算する。）を加えた金額を上限として、毎年10月31日までに取得手続を行うものとする。

取得の対価

当会社は、第 種優先株主または第 種優先登録質権者に対し、取得の対価として発行価額相当額を支払うものとする。

抽選その他の方法

上記 による取得請求の総額が、上記 に定める取得のための限度額を超える場合は、抽選その他の方法により取得すべき第 種優先株式を決定する。

(4) 議決権

第 種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

(5) 募集株式の割当て

当会社は、第 種優先株式について、株式の併合または分割を行わない。また、第 種優先株主に対し、第 種優先株式に関して、募集株式の割当てを受ける権利もしくは募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当てもしくは新株予約権無償割当ては行わない。

(6) 普通株式を対価とする取得請求権

取得を請求し得べき期間

第 種優先株式の取得を請求し得べき期間は、平成20年12月25日から平成35年12月24日までとする。

取得の条件

第 種優先株主は、上記 の期間中、1 株につき下記(イ)ないし(ハ)に定める取得価額により、当会社に対して、当会社の普通株式の交付と引き換えに第 種優先株式を取得することを請求することができる。

(イ)当初取得価額

当初取得価額は、平成16年 1 月 1 日に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その円位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を切り上げる。

(ロ)取得価額の修正

取得価額は、平成21年10月 1 日以降平成35年10月 1 日まで、毎年10月 1 日（以下それぞれ「取得価額修正日」という。）に、各取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（以下それぞれ「時価算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数は除く。）に修正される（修正後取得価額は円位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を切り上げる。なお、上記の時価算定期間内に、下記(ハ)で定める取得価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、下記(ハ)に準じて取締役会が適当と判断する値に調整される。）。ただし、上記計算の結果、修正後取得価額が当初取得価額（ただし、下記(ハ)により調整される。）の75%に相当する金額（円位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を切り上げる。以下「下限取得価額」という。ただし、下記(ハ)により調整される。）を下回る場合には下限取得価額をもって、また、修正後取得価額が当初取得価額（ただし、下記(ハ)により調整される。）を上回る場合には当初取得価額（ただし、下記(ハ)により調整される。）をもって修正後取得価額とする。

(八)取得価額の調整

- a. 第 種優先株式発行後、次のいずれかに該当する場合には、取得価額を次に定める算式（以下「取得価額調整式」という。）により調整する。取得価額調整式を用いる計算については、円位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を切り上げる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{1 \text{株あたりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

- () 取得価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合（自己株式を処分する場合を含む。）、調整後取得価額は、払込みの翌日以降、または募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。処分される自己株式の数は取得価額調整式における「新規発行普通株式数」に算入される。
- () 株式の分割（無償割当てを含む。）により普通株式を発行する場合、調整後取得価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金の額を増加することを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該剰余金の額を減少して資本金の額を増加することの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための基準日とする場合には、調整後取得価額は、当該剰余金の額を減少して資本金の額を増加することの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。
- () 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当会社が取得するのと引き換えに普通株式の交付を請求することができる株式または権利行使により交付される普通株式 1 株あたりの払込金額（ただし、当該払込金額は当該募集新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の額の合計額の普通株式 1 株当たりの額により算出されるものとする。）が取得価額調整式に使用する時価を下回ることとなる新株予約権を行使できる証券（権利）を発行する場合、調整後取得価額は、その証券（権利）の発行日に、または募集のための基準日がある場合はその日の終わりに、発行される証券（権利）の全額が取得またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降またはその基準日の翌日以降これを適用する。以後の調整においては、かかるみなし株式数は、実際に当該取得または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される（下記()も同様とする。）。)
- () 当会社が取得するのと引き換えに普通株式の交付を請求することができる株式または新株予約権を行使できる証券（権利）であって、取得価額または新株予約権の行使価額が発行日に決定されておらず発行日以降の一定の日（以下「価額決定日」という。）の時価を基準として決定されるものを発行した場合において、決定された取得価額または権利行使により発行される普通株式 1 株あたりの払込金額（ただし、当該払込金額は当該募集新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の額の合計額の普通株式 1 株当たりの額により算出されるものとする。）が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合、調整後取得価額は、当該価額決定日の時点で残存する証券（権利）の全額が取得またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。
- b. 上記 a に掲げる場合のほか、合併、資本金の額の減少または普通株式の併合等により取得価額の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と判断する取得価額により変更される。
- c. 取得価額調整式に使用する 1 株あたりの時価は、調整後取得価額を適用する日（ただし、上記 a () ただし書きの場合には基準日）に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は円位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を切り上げる。なお、上記 45 取引日の間に、上記 a または b で定める取得価額の調整事由が生じた場合には、取得価額調整式で使用する時価（当該平均値）は、取締役会が適当と判断する価額に調整される。
- d. 取得価額調整式に使用する調整前取得価額は、調整後取得価額を適用する前日において有効な取得価額とし、また、取得価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、または、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の 1 ヶ月前の日における当会社の発行済普通株式数とする。なお、処分される自己株式の数は取得価額調整式に使用する既発行普通株式数からは控除される。
- e. 取得価額調整式に使用する 1 株あたりの払込金額とは、それぞれ以下のとおりとする。
- () 上記 a () の時価を下回る払込金額をもって募集株式の発行等をする場合には、当該払込金額（金銭以外の財産による払込みの場合にはその適正な評価額）
- () 上記 a () の株式の分割により普通株式を発行する場合は 0 円

- () 上記 a () の時価を下回る価額をもって当社が取得すると引き換えに普通株式の交付を請求することができる株式または a () で定める内容の新株予約権を行使できる証券(権利)を交付する場合は、当該取得価額または当該新株予約権の行使により交付される普通株式1株あたりの払込金額(ただし、当該払込金額は当該募集新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の合計額の普通株式1株当たりの額により算定されるものとする。)
- () 上記 a () の場合は、価額決定日に決定された取得価額または新株予約権の行使により交付される普通株式1株あたりの払込金額(ただし、当該払込金額は当該募集新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の合計額の普通株式1株当たりの額により算定されるものとする。)

取得請求により交付すべき普通株式数

第 種優先株式の取得請求により交付すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{取得請求により交付すべき普通株式数} = \frac{\text{第 種優先株主が取得請求のために提出した第 種優先株式の発行価額の総額}}{\text{取得価額}}$$

取得請求により交付すべき普通株式数の算出にあたっては、1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

取得請求により交付する株式の内容

当会社普通株式

取得請求受付場所

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

取得の効力の発生

取得の効力は、取得請求書および第 種優先株式の株券が上記 に記載する取得請求受付場所に到着したときに発生する。ただし、第 種優先株式の株券が発行されていない場合は、株券の提出は要しないものとする。

取得請求による普通株式の交付後第1回目の配当

第 種優先株式の取得請求により交付された普通株式に対する最初の剰余金の配当は、取得請求または下記(7)に記載する一斉取得がなされたときに属する事業年度の始めにおいて取得があったものとみなしてこれを支払う。

(7) 第 種優先株式の一斉取得

取得を請求し得べき期間中取得請求のなかった第 種優先株式は、同期間の末日の翌日(以下「一斉取得日」という。)をもって、当社が当該株式の全部を取得すると引き換えに、第 種優先株主に対し、第 種優先株式1株の払込金相当額を、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数は除く。以下「一斉取得価額」という。)で除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。

この場合、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合には下限取得価額をもって、また、一斉取得価額が上限取得価額を上回る場合には上限取得価額をもって一斉取得価額とする。上限取得価額とは、当初取得価額に等しい金額(ただし、上記(6)(ハ)により調整される。)をいう。

前記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法に定める株式併合の場合に準じてこれを取扱う。

(8) 優先順位

当社の発行する各種の優先株式の優先配当金ならびに残余財産の分配の支払順位は、第 種累積未払配当金を除き同順位とする。

(2) 【新株予約権等の状況】

当社は旧商法第280条ノ20の規定に基づき新株予約権を発行している。

平成18年3月15日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成20年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年5月31日)
新株予約権の数(個) 1	125	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株) 1	12,500,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円) 2	1株当たり 347	同左
新株予約権の行使期間 3	自 平成19年4月2日 至 平成22年12月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) 4	発行価格 350.43 資本組入額 176	同左
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

1 本新株予約権1個の目的である株式の数(以下、「割当株式数」という。)は100,000株である。

ただし、下記(1)ないし(3)により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

(1) 当社が 2(3)の規定に従って行使価額(2(1)に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記算式における調整前行使価額および調整後行使価額は、 2(3)に定める調整前行使価額および調整後行使価額とする。

(2) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる 2(3) および による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(3) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨およびその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数およびその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。ただし、 2(3) (ロ)ただし書に示される株式分割の場合、その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

2

(1) 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額(以下に定義する。)に割当株式数を乗じた額とする。

本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行しまたはこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転(以下、当社普通株式の発行または移転を「交付」という。)する場合における株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)は、当初347円とする。

(2) 行使価額の修正

平成19年4月2日以降、5(1)に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下「決定日」という。)の前取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(終値のない場合は、前取引日における終値)の99%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額(以下「決定日価額」という。)が、当該決定日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合または下回る場合には、行使価額は、当該決定日以降、当該決定日価額に修正される。なお、決定日に、(3) または 2(3)で定める行使価額の調整が生じた場合には、修正後の行使価額は、本新株予約権の新株予約権発行要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。ただし、かかる算出の結果、決定日価額が174円(以下「下限行使価額」という。ただし、(3) ないし による調整を受ける。)を下回る場合には、修正後の行使価額は下限行使価額とする。

(3) 行使価額の調整

当社は、本新株予約権の発行後、に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの発行・処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(イ) (ロ)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引き換えに交付する場合または当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利の取得または行使による場合を除く。）。調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

(ロ)当社普通株式の株式分割または当社普通株式の無償割当てをする場合。

調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降（ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えているため基準日がある場合は、その日の翌日以降）、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金の額を増加することを条件にその部分をもって株式分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該剰余金の額を減少して資本金に組み入れられることの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式分割または株式無償割当てのための基準日とする場合には、調整後の行使価額は、当該剰余金の額を減少して資本金に組み入れられることの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

なお、上記ただし書の場合において、株式分割又は株式無償割当てのための基準日の翌日から当該剰余金の額を減少して資本金に組み入れられることの決議をした株主総会の終結の日までに行使請求をなした者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとし、株券の交付については5(2)の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(ハ)取得請求権付株式であって、その取得と引換えに（ロ）に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合または（ロ）に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合。

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券または権利（以下、「取得請求権付株式等」という。）のすべてが当初の取得価額で取得されまたは当初の行使価額で行使されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権および新株予約権付社債の場合は割当日）または株式無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

(イ)行使価額調整式の計算の結果生じる円位未満の端数は切り捨てるものとする。

(ロ)行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（ただし、（ロ）ただし書の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

(ハ)行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。また、（ロ）の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

(イ)株式の併合、資本金の額の減少、会社法第5編第3章第2節に定められた新設分割、同章1節に定められた吸収分割、または同編第2章に定められた合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

(ロ)その他当社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

(ハ)行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(2)または ないし により行使価額の修正または調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨およびその事由、修正前または調整前の行使価額、修正後または調整後の行使価額およびその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。ただし、(ロ)ただし書に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

3 当社は、当社が株式交換または株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で承認決議した場合、当社取締役会で定める取得日に先立つ1か月以上前に、新株予約権証券を当該取得日までに当社に提出すべき旨を公告し、かつ、新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に対して通知を行った上で、当該取得日に、本新株予約権1個当たり343,000円にて、残存する本新株予約権の全部を取得する。この場合、取得される本新株予約権については、当該取得日の前日を権利行使期間の最終日とする。

4

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格

本新株予約権の行使により発行する当社普通株式の発行価格は、350.43円とする。ただし、1(1)ないし(3)および2(2)または2(3)によって修正または調整が行われることがある。

(2) 本新株予約権の行使により発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第40条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

5 本新株予約権行使の効力発生時期等

(1) 本新株予約権の行使の効力は、行使請求書が行使請求受付場所に到達し、かつ払込金が指定口座に入金されたときに生じるものとする。ただし、当該行使にかかる本新株予約権につき新株予約権証券が発行されている場合には、行使請求書に当該新株予約権証券を添付しなければならない。

(2) 当社は、本新株予約権の行使の効力発生後すみやかに株券を交付する。ただし、単元未満株式については株券を発行しない。

6 本新株予約権行使請求および払込みの方法

(1) 本新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による行使請求書(以下「行使請求書」という。)に必要な事項を記入し、記名捺印の上、これを7に定める行使請求受付場所(以下「行使請求受付場所」という。)に提出するものとする。当該行使にかかる本新株予約権につき新株予約権証券が発行されている場合には、行使請求書に当該新株予約権証券を添付しなければならない。

(2) 前号の行使請求書の提出とともに、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式にかかる行使価額の全額(以下「払込金」という。)を現金にて8に定める払込取扱場所の当社の指定する口座(以下「指定口座」という。)に振り込むものとする。

(3) 行使請求受付場所に本新株予約権行使に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することはできない。

7 本新株予約権の行使請求受付場所

株式会社間組 経営企画本部 総務部
東京都港区虎ノ門二丁目2番5号

8 本新株予約権の行使に関する払込取扱場所

株式会社みずほコーポレート銀行 内幸町営業部
東京都千代田区丸の内一丁目3番3号

9 新株予約権証券の発行

新株予約権者の請求あるときに限り新株予約権証券を発行するものとする。

10 新株予約権行使後第1回目の配当

本新株予約権の行使により交付された当社普通株式の剰余金の配当については、行使がなされた日の属する事業年度の初めの日に当社普通株式の交付があったものとみなして、これを支払う。ただし、会社法第454条第5項に基づき、9月30日を同項に規定する一定の日とする中間配当制度を設けるための定款変更をした場合は、行使により交付された当社普通株式の剰余金の配当または会社法第454条第5項に基づく剰余金の配当については、本新株予約権の行使が毎年4月1日から9月30日までの間になされたときは4月1日に、毎年10月1日から翌年3月31日までの間になされたときは10月1日に、それぞれ当社普通株式の交付があったものとみなしてこれを支払う。

11 1単元の数の定め廃止等に伴う取扱い

本新株予約権の発行日後、当社が1単元の株式の数の定めを廃止する場合等には、会社法の規定および本要項の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、必要な措置を講ずる。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項なし。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成15年10月1日 1	100,000	100,000	5,000	5,000	5,000	5,000
平成15年12月25日 2	2,750	102,750	7,000	12,000	4,000	9,000
平成17年8月4日 3	-	102,750	-	12,000	6,000	3,000

1 会社分割による発行。当社は、設立に際して普通株式100,000,000株を発行し、平成15年9月30日の旧ハザマ（現商号：青山管財株式会社）の最終の株主名簿（実質株主名簿を含む）に記載された株主（実質株主を含む）に対して、その所有する旧ハザマの普通株式1株につき、当社の発行株式0.1株の割合をもって割当交付し、並びに旧ハザマに対して、発行する株式の総数より旧ハザマの株主に対して割当交付する株式数を控除した株式数を割当交付した。

2 第三者割当方式による優先株式の発行。割当先、発行済株式数等は以下のとおりである。

区分	第 種優先株式	第 種優先株式	第 種優先株式	第 種優先株式
割当先	株式会社みずほコーポレート銀行 三菱UFJ信託銀行株式会社	株式会社みずほコーポレート銀行 三菱UFJ信託銀行株式会社	株式会社みずほコーポレート銀行 三菱UFJ信託銀行株式会社	安藤建設株式会社
発行済株式数	750,000株	875,000株	875,000株	250,000株
1株の発行価額	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円
1株の資本組入額	4,000円	2,000円	2,000円	2,000円

3 旧商法第289条第2項の規定に基づき、資本準備金を減少し、その他資本剰余金に振替えたものである。

(5) 【所有者別状況】

普通株式

平成20年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	44	43	494	60	14	32,835	33,490	-
所有株式数(単元)	-	175,474	9,585	257,344	62,376	178	492,776	997,733	226,700
所有株式数の割合(%)	-	17.59	0.96	25.79	6.25	0.02	49.39	100.00	-

(注) 1 自己株式34,202株は、「個人その他」に342単元及び「単元未満株式の状況」に2株含めて記載している。

なお、自己株式の実質保有株式数は株主名簿と一致している。

2 「その他の法人」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が213単元含まれている。

第 種優先株式

平成20年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	2	-	-	-	-	-	2	-
所有株式数(単元)	-	7,500	-	-	-	-	-	7,500	-
所有株式数の割合(%)	-	100.00	-	-	-	-	-	100.00	-

第 種優先株式

平成20年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	2	-	-	-	-	-	2	-
所有株式数(単元)	-	8,750	-	-	-	-	-	8,750	-
所有株式数の割合(%)	-	100.00	-	-	-	-	-	100.00	-

第 種優先株式

平成20年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	2	-	-	-	-	-	2	-
所有株式数(単元)	-	8,750	-	-	-	-	-	8,750	-
所有株式数の割合(%)	-	100.00	-	-	-	-	-	100.00	-

第 種優先株式

平成20年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	-	-	1	-	-	-	1	-
所有株式数(単元)	-	-	-	2,500	-	-	-	2,500	-
所有株式数の割合(%)	-	-	-	100.00	-	-	-	100.00	-

(6) 【大株主の状況】

普通株式

平成20年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
安藤建設株式会社	東京都港区芝浦三丁目12番8号	10,000	10.00
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	4,406	4.41
朝日生命保険相互会社	東京都千代田区大手町二丁目6番1号	2,548	2.55
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	2,404	2.40
昭和地所株式会社	東京都中央区京橋3丁目7番8号	2,072	2.07
日本スタートラスト信託銀行株式会社	東京都港区浜松町二丁目11番3号	1,865	1.87
ハザマグループ従業員持株会	東京都港区虎ノ門二丁目2番5号	1,854	1.85
ユーオーピーカイヒアンプライ ベートルIMITEDアカウントクラ イアーツ (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行 兜町証券決済業務室)	80 RAFFLES PLACE NO.30-01 UOB PLAZA 1 SINGAPORE 048624 (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	1,828	1.83
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海一丁目8番11号	1,600	1.60
シービーエヌワイディエフエイ ンターナショナルキャップパ リユーポートフオリオ (常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	1299 OCEAN AVENUE, 11F, SANTA MONICA, CA 90401 USA (東京都品川区東品川二丁目3番14号)	1,455	1.46
計		30,035	30.04

(注) 所有株式は、すべて信託業務に係るものである。

第 種優先株式

平成20年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	375	50.00
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	375	50.00
計		750	100.00

第 種優先株式

平成20年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	437.5	50.00
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	437.5	50.00
計		875	100.00

第 種優先株式

平成20年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)

株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	750	85.71
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	125	14.29
計		875	100.00

第 種優先株式

平成20年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
安藤建設株式会社	東京都港区芝浦三丁目12番8号	250	100.00
計		250	100.00

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成20年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	優先株式 2,750,000		「1(1) 発行済株式」の「内容」の記載を参照
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 34,200		株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式
完全議決権株式(その他) 1	普通株式 99,739,100	997,391	同上
単元未満株式 2	普通株式 226,700		同上
発行済株式総数	102,750,000		
総株主の議決権		997,391	

1 「完全議決権株式(その他)」には、証券保管振替機構名義の株式が21,300株(議決権213個)含まれている。

2 「単元未満株式」には、自己株式2株が含まれている。

【自己株式等】

平成20年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社間組	東京都港区虎ノ門 二丁目2番5号	34,200		34,200	0.03
計		34,200		34,200	0.03

(8) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、会社法に基づき、新株予約権を発行する方法により、当社の取締役、執行役員及び幹部従業員に対してストックオプションを付与することを、平成20年6月27日開催の定時株主総会及び同日開催の取締役会において決議している。

当該制度の内容は、次のとおりである。

取締役、執行役員に対するストックオプション

決議年月日	平成20年6月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役8名、執行役員13名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	110,400 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間	平成21年7月15日～平成31年7月14日
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)4

(注)1 新株予約権を割り当てる日後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

(注)2 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、当社第5回定時株主総会終結後、次回定時株主総会終結まで継続して当社の取締役または執行役員のいずれかの地位にある場合に限り、新株予約権の行使期間内において新株予約権を行使することができるものとする。ただし、新株予約権者が当社第5回定時株主総会終結後、次回定時株主総会終結時までに、死亡または会社都合により当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した場合はこの限りではない。この場合、新株予約権者は、平成21年7月15日から平成26年7月14日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。
- (2) 新株予約権者が次回定時株主総会終結時以降、当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した場合は、新株予約権者は、当該地位喪失日の翌日(ただし、次回定時株主総会終結後、平成21年7月14日までの期間内に地位を喪失した者については平成21年7月15日)から5年を経過する日または平成31年7月14日のうちいずれか早い日までの期間内に限り、新株予約権を行使することができるものとする。
- (3) 新株予約権者は、以下に定める場合には、上記(1)および(2)に定める期間に拘わらず、以下に定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)
当該承認日の翌日から15日間
- (4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。

(注) 3 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「株式の数(株)」に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
残存新株予約権に関する以下の事項に準じて決定する。
 - (a) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
 - (b) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(a)記載の資本金等増加限度額から上記(a)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得条項
下記(注) 4 に準じて決定する。
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記(注) 2 に準じて決定する。

(注) 4 新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)、(3)、(4)または(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

幹部従業員に対するストックオプション

決議年月日	平成20年6月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の幹部従業員77名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	731,500 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注) 2, 3
新株予約権の行使期間	平成22年7月16日～平成27年7月15日
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 6

(注) 1 新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整する。
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・併合の比率
また、上記のほか、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

(注) 2 行使価額は、割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という。)の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる。)または割当日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値)のいずれか高い金額とする。

(注) 3 行使価格の調整

割当日後、当社が当社普通株式につき、次の または の事由を行う場合、行使価額をそれぞれ次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。株式分割または株式併合を行う場合。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

(注) 4 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、割当日から平成22年7月15日まで継続して当社の使用人の地位にある場合に限り、新株予約権の行使期間内において新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権者が、割当日から平成22年7月15日(当日を含まない。)までに死亡または定年退職または会社都合により当社の使用人の地位を喪失した場合はこの限りではない。この場合、新株予約権者は、平成22年7月16日から1年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。
- (2) 新株予約権者が、平成22年7月15日(当日を含む。)以降、新株予約権の行使期間内において、死亡または定年退職または会社都合により使用人の地位を喪失した場合は、地位喪失の日の翌日から1年を経過する日または平成27年7月15日のうちいずれか早い日までの期間内に限り、新株予約権を行使することができる。
- (3) 新株予約権者が、死亡または定年退職または会社都合以外により当社の使用人の地位を喪失した場合は、新株予約権を行使できないものとする。
- (4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができない。

(注) 5 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「株式の数(株)」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記(注)2で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

残存新株予約権に関する以下の事項に準じて決定する。

(a) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(b) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(a)記載の資本金等増加限度額から上記(a)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

(8) 新株予約権の取得条項

下記(注)6に準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件

上記(注)4に準じて決定する。

(注) 6 新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)、(3)、(4)または(5)の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社の取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

(4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(5) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項なし。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項なし。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	8,903	1,226,948
当期間における取得自己株式	382	39,883

(注) 当期間における取得自己株式には、平成20年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めていない。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他()				
保有自己株式数	34,202		34,584	

(注) 当期間における保有自己株式には、平成20年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めていない。

3 【配当政策】

当社は、中長期的な観点から企業価値の持続的な向上と将来の成長に向けた内部留保の充実を図ることを念頭におき、株主への配当については、当社の業績、連結決算状況、ならびに将来の収益等を考慮して安定的な配当を実施することを基本としている。

当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等については、取締役会の決議により定めることができる旨、また期末配当、中間配当のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる旨定款に定めている。

なお、当事業年度の剰余金の配当は以下のとおりである。

決議年月日	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
平成20年6月27日定時株主総会	普通株式	149	1.50
平成20年6月27日定時株主総会	第 種優先株式	68	91.52
平成20年6月27日定時株主総会	第 種優先株式	88	101.52
平成20年6月27日定時株主総会	第 種優先株式	97	111.52
平成20年6月27日定時株主総会	第 種優先株式	26	106.52
合計		431	

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
決算年月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月
最高(円)	490	354	435	363	165
最低(円)	202	201	235	138	85

- (注) 1 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものである。
2 当社株式は、平成15年10月1日から東京証券取引所市場第一部に上場されている。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成19年 10月	11月	12月	平成20年 1月	2月	3月
最高(円)	145	144	125	107	111	114
最低(円)	131	106	98	85	96	92

- (注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものである。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 社長		小野 俊雄	昭和22年5月18日生	昭和47年4月 旧ハザマ入社 平成12年12月 同社横浜支店営業第一部長 同 14年4月 同社横浜支店営業部長 同 15年1月 同社九州支店副支店長 同 15年4月 同社役員待遇九州支店長 同 15年6月 同社執行役員九州支店長 同 15年10月 当社執行役員九州支店長 同 17年5月 当社執行役員関東土木支店長 同 17年6月 当社常務執行役員関東土木支店長 同 19年6月 当社代表取締役副社長 同 19年12月 土木事業・海外事業担当 当社代表取締役社長（現任）	(注) 2	16
代表取締役 副社長	経営企画本部・ 審査・ コンプライアンス 担当	穴戸 道夫	昭和20年9月29日生	平成12年5月 株式会社第一勧業銀行 代表取締役 専務取締役 同 14年4月 株式会社みずほコーポレート銀行 専務取締役 審査統括役員 同 15年5月 旧ハザマ入社 顧問 同 15年6月 同社代表取締役副社長 審査担当 同 15年10月 当社代表取締役副社長 審査担当 同 19年6月 当社代表取締役副社長 同 20年6月 審査・コンプライアンス担当 当社代表取締役副社長 経営企画本部・審査・ コンプライアンス担当（現任）	(注) 2	38
代表取締役 副社長	建築事業担当	芳野 榮文	昭和18年12月3日生	平成12年2月 安藤建設株式会社 静岡支店長 同 15年4月 安藤建設株式会社 執行役員 建築本部担当 同 15年5月 旧ハザマ入社 顧問 同 15年6月 同社代表取締役副社長 同 15年10月 当社代表取締役副社長 同 19年6月 当社代表取締役副社長 建築事業担当（現任）	(注) 2	36
代表取締役 副社長	土木事業本部長 海外事業担当	沓名 俊久	昭和22年4月5日生	昭和46年4月 旧ハザマ入社 平成10年4月 同社名古屋支店土木部長 同 13年6月 同社名古屋支店営業第一部長 同 15年1月 同社名古屋支店副支店長 同 15年4月 同社役員待遇名古屋支店長 同 15年6月 同社執行役員名古屋支店長 同 15年10月 当社執行役員名古屋支店長 同 17年6月 当社常務執行役員名古屋支店長 同 18年6月 当社取締役 専務執行役員 同 19年12月 土木事業本部長 当社代表取締役副社長 土木事業本部長 海外事業担当（現任）	(注) 2	22

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役 専務執行役員	建築事業本部長	早川 次雄	昭和22年1月21日生	昭和45年4月 平成12年4月 同 14年4月 同 15年4月 同 15年6月 同 15年10月 同 17年6月	旧八ザマ入社 同社広島支店副支店長 同社役員待遇広島支店長 同社役員待遇建築事業本部長 同社取締役 執行役員 建築事業本部長 当社取締役 執行役員 建築事業本部長 当社取締役 専務執行役員 建築事業本部長 (現任)	(注) 2	19
取締役 常務執行役員	建築事業本部 担当	伊藤 芳康	昭和27年12月15日生	平成15年7月 同 16年6月 同 17年10月 同 18年2月 同 18年6月 同 20年6月	三菱信託銀行株式会社札幌支店長 三菱信託銀行株式会社 執行役員 札幌支店長 三菱UFJ信託銀行株式会社 執行役員 リテール企画推進部長 三菱UFJ信託銀行株式会社 執行役員 リテール企画推進部長 兼 ライフプランニング営業部長 三菱UFJ信託銀行株式会社 執行役員 京都支店長 兼 京都中央支店長 当社入社 当社取締役 常務執行役員 建築事業本部担当 (現任)	(注) 2	
取締役 常務執行役員	技術・環境 本部長 防災担当	吉見 憲一	昭和22年7月17日生	昭和46年4月 平成13年4月 同 13年9月 同 15年4月 同 15年6月 同 15年10月 同 18年6月 同 19年2月 同 19年6月	旧八ザマ入社 同社技術・環境本部技術研究所長 同社技術・環境本部副本部長 同社技術・環境本部長 同社執行役員技術・環境本部長 当社執行役員技術・環境本部長 当社取締役 執行役員 技術・環境本部長 当社取締役 執行役員 技術・環境本部長 防災担当 当社取締役 常務執行役員 技術・環境本部長 防災担当 (現任)	(注) 2	25
取締役 常務執行役員	経営企画 本部長	遠藤 隆	昭和25年9月7日生	昭和49年4月 平成13年1月 同 15年10月 同 17年6月 同 18年4月 同 18年6月 同 19年4月 同 19年6月	旧八ザマ入社 同社管理本部総務部長 当社経営企画本部総務部長 当社役員待遇経営企画本部 総務部長 当社役員待遇経営企画本部 副本部長 当社執行役員経営企画本部 副本部長 当社執行役員経営企画本部長 当社取締役 常務執行役員 経営企画本部長 (現任)	(注) 2	12

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)	
常任監査役 (常勤)		戸倉謙治	昭和24年6月17日生	昭和47年4月 平成12年7月 同 14年2月 同 15年10月 同 16年4月 同 17年6月 同 19年7月 同 20年6月	旧ハザマ入社 同社関東支店管理部長 同社東京支店管理部長 当社東京支店管理部長 当社人事部長 当社役員待遇人事部長 当社役員待遇国際事業統括支店 副支店長 当社常任監査役(現任)	(注)3	7	
監査役 (常勤)		石松英二	昭和26年1月5日生	昭和48年4月 平成11年4月 同 15年10月 同 18年6月 同 19年5月 同 20年6月	旧ハザマ入社 同社九州支店管理部長 青山機工株式会社管理部長 青山機工株式会社取締役管理部長 当社名古屋支店副支店長 当社監査役(現任)	(注)3	0	
監査役 (常勤)		田中力	昭和24年11月19日生	平成9年4月 同 12年4月 同 15年4月 同 18年4月 同 20年6月	朝日生命保険相互会社浦和支社長 朝日生命保険相互会社群馬支社長 朝日生命保険相互会社 鹿児島支社長 朝日生命保険相互会社営業総局業 務推進担当ゼネラルマネージャー 当社監査役(現任)	(注)3		
監査役 (非常勤)		野原馨	昭和20年4月4日生	平成6年7月 同 15年5月 同 19年5月 同 20年6月	安藤建設株式会社社長室経営企画 部経営企画課長 株式会社エビラ取締役業務部長 株式会社エビラ業務部長 当社監査役(現任)	(注)3	10	
計								188

(注) 1 監査役 田中力および野原馨は、会社法第2条第16号に定める「社外監査役」である。

(注) 2 取締役の任期は、平成20年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成21年3月期に係る定時株主総会終結の時までである。

(注) 3 監査役の任期は、平成20年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成24年3月期に係る定時株主総会終結の時までである。

(注) 4 平成20年6月27日現在における執行役員の役名、氏名、職名は以下のとおりである。

は取締役兼務者である。

役名	氏名	職名
社長	小野俊雄	
副社長	穴戸道夫	経営企画本部・審査・ コンプライアンス担当
副社長	芳野榮文	建築事業担当
副社長	沓名俊久	土木事業本部長 海外事業担当
専務執行役員	早川次雄	建築事業本部長
同	舟崎恒義	土木事業本部担当
常務執行役員	伊藤芳康	建築事業本部担当
同	吉見憲一	技術・環境本部長 防災担当
同	遠藤隆	経営企画本部長
同	大野睦雄	安全本部長
同	竹内克太	大阪支店長
同	石田統八郎	東京建築第一支店長
同	金澤真一	東北支店長
同	肥後満朗	九州支店長

役名	氏名	職名
執行役員	上野 敏 光	土木事業本部担当
同	秋 葉 善 美	建築事業本部担当
同	安 原 啓 行	建築事業本部担当
同	細 川 修	建築事業本部担当
同	横 井 博 志	土木事業本部担当
同	青 木 繁 信	東京建築第二支店長
同	古 川 康 孝	札幌支店長
同	熊 木 徹	北陸支店長
同	大 谷 正 気	関東土木支店長
同	木 下 寿 昌	名古屋支店長
同	磯 谷 勢	建築事業本部担当
同	松 本 達 広	国際事業統括支店長
同	岩 淵 伸一郎	広島支店長

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方およびその施策の実施状況

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営監督機能の透明性・公正性や意思決定の機動性が求められるなか、現状の取締役・監査役制度を中心とした組織体制にて、経営環境変化に迅速に対応できる経営システムの維持・実践を重要課題としている。

(2) コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

当社は、取締役会を毎月開催し、経営に関する重要事項の迅速な意思決定および業務執行状況の監督を行っている。さらに経営戦略等の政策審議・計画進捗のチェック・立案機能の多角化および強化をはかるべく経営会議を開催している。

また、執行役員制度により、合議機関の効率化と業務執行機能の強化をはかるとともに、執行ラインへの経営情報の正確かつ迅速な伝達、部門間の情報の共有化をはかるべく、執行役員会を毎月開催している。

コーポレート・ガバナンスに関する詳細については以下のとおりである。

項目	内容
経営管理制度の実施の状況	<p>取締役会 取締役会は8名で構成され、平成19年度においては計22回開催した。</p> <p>監査役会 監査役会は社外監査役2名を含む4名（うち3名が常勤監査役）で構成され、平成19年度において計36回開催した。</p> <p>監査役監査 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、当期の監査方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等から職務の執行状況について報告・説明を受け、重要な書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所の監査を実施するとともに、内部統制システムの状況を監視及び検証した。 また、会計監査人と適宜意見及び情報交換を行い、監査の実効性を高めている。</p> <p>内部監査 内部監査担当部門である審査・監査部（人員2名）にて、平成19年度監査計画に基づき内部監査を実施した。また、監査役監査を補完するため、監査役と協議又は意見交換を行い、監査役の監査が効率的に実施できるよう、監査役と緊密な連携を保持している。</p> <p>会社と社外監査役の利害関係等 社外監査役においては、当社との人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係は有さない。</p> <p>取締役および監査役に支払った報酬等の額 (1) 取締役9名に対し支払った当期支給額 128,081千円 (2) 監査役4名に対し支払った当期支給額 36,850千円</p>

項目	内容
第三者の関与の状況	<p>会計監査</p> <p>(1)あずさ監査法人と監査契約を締結し、公正不偏な立場から会計監査を受けている。</p> <p>(2)会計監査業務は、同監査法人の業務執行社員望月正芳氏および井上智由氏の2名が、公認会計士6名、会計士補2名およびその他4名の補助者とともに担当している。</p> <p>(3)当社と同監査法人または業務執行社員との間には公認会計士法により記載すべき利害関係はない。</p> <p>(4)平成19年度における当社の同監査法人に対する報酬の内容</p> <p style="padding-left: 40px;">公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項に規定する業務に基づく報酬 33,700千円</p> <p style="padding-left: 40px;">上記以外の業務に基づく報酬 14,980千円</p> <p>顧問弁護士の関与</p> <p>複数の弁護士と顧問契約を締結し、必要に応じて、リーガルチェックやアドバイスをを受けている。</p>

(3) コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、コーポレートガバナンス強化のため、「取締役、取締役会」を「意思決定機能及び業務執行の監督機能」として、「経営会議、執行役員及び執行役員会」を「業務執行機能」として明確に分離している。なお、平成19年6月に取締役の「経営意思決定及び業務執行監督機能」と執行役員の「業務執行機能」との区分を徹底すべく執行ラインの責任と権限を明確にするなど、経営体制の見直しを行っている。実施事項は以下のとおり。

取締役に関する見直し

取締役の経営責任を一層明確にするとともに、経営環境の変化に最適な経営体制の構築のため、任期を2年から1年に短縮した。また、取締役会構成員としての役割と責任を明確にするため、役付取締役を廃止し、代表取締役と取締役の区別のみとした。

執行役員制度の見直し

役位を「社長」「副社長」「専務執行役員」「常務執行役員」「執行役員」の5区分とし、担当業務に対する責任を明確にするとともに、執行体制の機動性・柔軟性を高めるため、任期を1年とした。また、担当業務については取締役会にて決議して「権限」と「責任」を明確にし、担当業務の業績結果を反映する報酬制度とした。

(4) コンプライアンス経営

当社では、コンプライアンスが会社経営の基盤であると認識し、近時においては、主に以下の取組事項によりコンプライアンスの浸透を図っている。

内部統制に関わる基本方針の決定

平成18年5月15日開催の取締役会において、内部統制ならびにコンプライアンスに関する体制の強化・整備策の決定を行った。

コンプライアンス委員会・推進部の設置

平成18年10月1日、コンプライアンスを全社に浸透させ、コンプライアンス体制を有効に機能させるため、社長をトップとするコンプライアンス委員会及びコンプライアンス推進部を設置した。

コンプライアンス推進責任者・推進担当者の任命

平成18年11月1日より、本社内各本部並びに各支店において、コンプライアンス体制の推進責任者・推進担当者を任命し、全社をあげたコンプライアンスの浸透に努めた。

ハザマ行動規範の改定、談合の排除

入札談合行為を排除し、コンプライアンスの徹底を図るため、業務を執行する上で役員及び社員が遵守すべき基本ルールである『ハザマ行動規範』を改定するとともに、平成18年10月27日開催の取締役会並びに執行役員会において、社長自ら脱談合宣言を行なった。

また、平成18年11月1日には社長メッセージとして、このことを全役員、従業員に周知するとともに、平成18年11月8日から平成18年12月19日の間に本支店において社長説明会を開催し、幹部はもとより従業員に対し、社長自らがコンプライアンス徹底の説明と指示を行った。

さらに、社内規定において、平成19年9月より、入札談合に関与し行政処分を受けた場合、職員は懲戒解雇、役員は解職事由となる旨を明記し、平成20年4月より、支店長を支店の最高経営責任者とし、権限と責任を明確にすることとした。

内部通報制度の新設

社内における不正行為を早期に発見し是正するため、内部統制システムの一環としての内部通報制度を平成18年11月に設置し、平成20年4月より通報窓口に外部の法律事務所を追加することとした。

適正な営業活動の確保

入札を阻害する談合行為、不正な手段による営業情報の収集等の反社会的行為を排除するとともに、入札に際し共同企業体の編成や入札価格などの決定プロセスを明確にし、適正な営業活動を確保するため「公告物件取組検討書」「JV編成伺い書」「会合出席事前申請書」等を制定し、平成19年1月より運用している。また、平成20年2月より、共同企業体構成員各社の適正な営業活動を確保するため企業体編成の際の「確約書」の締結を、平成20年4月より、工事の受注時点でのコンプライアンスチェックの実施をそれぞれ定めている。

コンプライアンス監査の実施

平成19年度より、独占禁止法をはじめとする法令遵守の観点からコンプライアンス推進部による監査を実施している。

「コンプライアンスマニュアル」の制定と改定

平成19年3月26日に「コンプライアンスマニュアル」を制定し、全役職員に配布し、各職場において定期的に読み合わせによる勉強会を行うことにより、コンプライアンス意識の醸成を図っている。また、平成20年3月28日に改定を行い、再度全役職員に配布した。

反社会的勢力との関係遮断の徹底

暴力団をはじめとする反社会的勢力との関係を遮断し、被害を防止することを目的として、平成19年10月26日に「反社会的勢力による被害を防止する基本方針」、「反社会的勢力対応マニュアル」を制定した。また、取引業者との工事下請負契約約款の改定を行うなどの具体的施策を実施した。

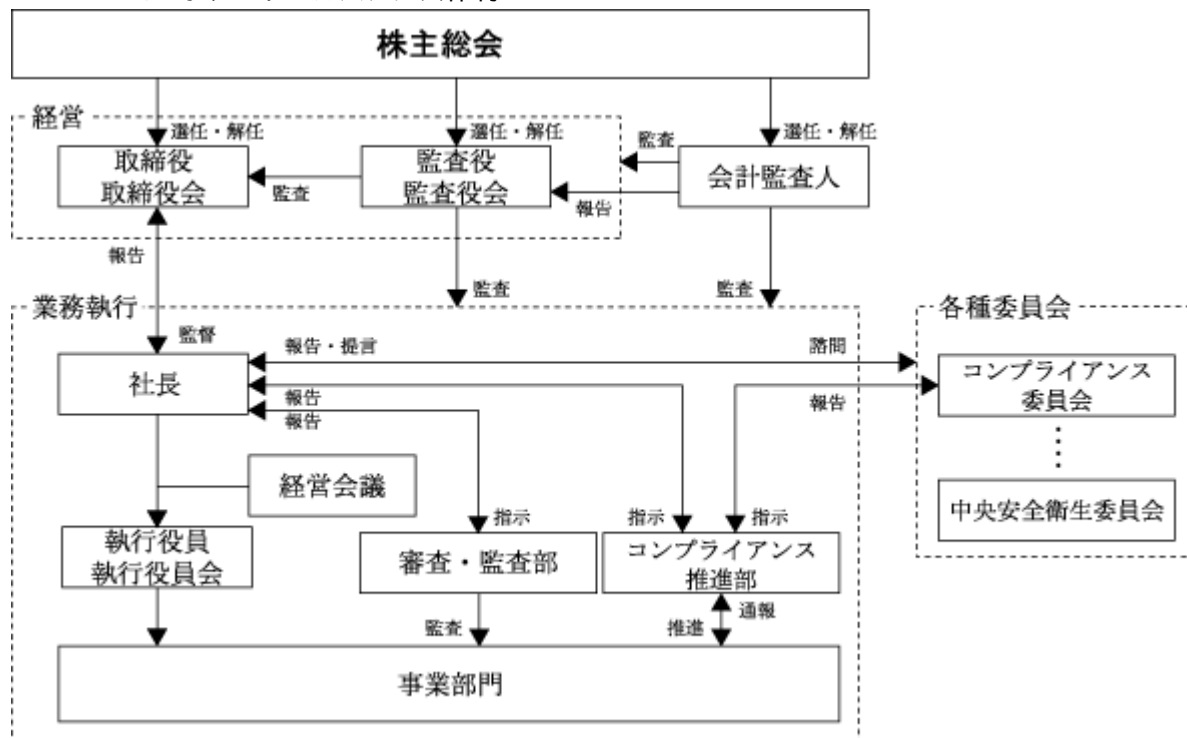
公正かつ透明な取引への対応

当社のパートナーである協力会社との下請取引の適正化を一層推進するため、平成19年7月より発注の手続きを、平成20年4月より契約書式・工事下請負契約約款を改定し、国土交通省より策定された「建設業法令遵守ガイドライン」に対応するとともに、昨今の不当廉売問題への対応を含め、公正かつ透明な取引関係の構築を図っている。

定期的な教育・研修の実施

本店において顧問弁護士による研修を定期的実施している。各支店においても、コンプライアンス関連の研修会を実施している。

コーポレート・ガバナンス体制



(5) 内部統制システムについて

平成18年5月15日の取締役会において「内部統制システムにかかる基本方針」を決定し、平成20年5月9日の取締役会にて以下のとおり改定している。

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (イ) 「取締役、取締役会」を「意思決定機能及び業務執行の監督機能」として、「経営会議、執行役員及び執行役員会」を「業務執行機能」として明確に分離している。なお、平成19年6月に取締役の「経営意思決定及び業務執行監督機能」と執行役員の「業務執行機能」との区分を徹底すべく執行ラインの責任と権限を明確にするなど、経営体制の見直しを行っている。
- (ロ) コンプライアンスは会社経営の基盤であるとの認識から、職務執行上で役員及び従業員が遵守すべき基本ルール「ハザマ行動規範」を制定している。なお、コンプライアンス経営の強化の観点から、平成18年10月に「ハザマ行動規範」の改定を行っている。
- (ハ) コーポレートガバナンスの面より、取締役会、監査役会設置会社として、取締役相互及び監査役による牽制機能によって取締役の職務執行の適法性を確保するとともに、各種委員会の設置などによって、法令・定款違反行為の未然防止の徹底を図る。
- (ニ) コンプライアンス体制の強化の観点より、倫理委員会等の委員会を統合し、新たに「コンプライアンス委員会」を設置するとともに、「コンプライアンス推進部」を設置している。

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

会議体議事録（取締役会・経営会議等）、決裁書類など取締役の職務執行に係る情報については、社内規定に定めた保管・保存方法、期間に基づき適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理するとともに、関連諸規定の見直し、充実を図る。

損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (イ) 当社の業態において想定される多種多様のリスクに対し、規定基準、マニュアル類の整備及び適宜、通達等により、リスク発生の未然防止並びに発生時の迅速な対応を図っている。特に品質環境と労働安全衛生の項目については、各々方針を定め、「品質・環境マネジメントシステム」に基づき、品質の確保と環境の保全に取り組むとともに、「労働安全衛生マネジメントシステム」を活用した安全衛生管理により、労働災害及び職業病並びに公衆災害を防止し、安全で健康的な職場環境の確保に努めており、継続的に充実を図る。
- (ロ) 業務遂行上必要な決裁事項は、「決裁規定」の運用基準である「決裁基準」による決裁、及び「審査対象基準」による所定の審査を実施し、損失または損失が発生する可能性を未然に防止し、万一、不測の事態が発生した場合には、「緊急事態対応マニュアル」に則り、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限にとどめる体制を整える。

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (イ) 取締役会を月1回定期に開催するほか、必要に応じて適宜開催するものとし、当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要方針等については、事前に経営会議において議論を行い、取締役会審議の充実・効率化を図る。
- (ロ) 取締役会の意思決定機能及び業務執行の監督機能と、執行役員の業務執行機能とをより明確にするべく執行役員制度の見直しを行い、経営効率の向上と業務執行の強化を図る。また、執行役員会を毎月1回定例的に開催し、執行ラインへの経営情報の正確かつ迅速な伝達及び執行役員相互の意思疎通を図る。
- (ハ) 業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ「中期経営計画」及び各年度「事業方針」を立案し、全社的な目標を設定する。各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行する。

使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (イ) コンプライアンス意識の浸透を図るべく、平成18年11月に本社内各本部並びに各支店において、それぞれの部門長をコンプライアンス体制の推進責任者に任命している。また、従業員が遵守すべき基本ルールである「ハザマ行動規範」を改定し、平成19年3月に「コンプライアンスマニュアル」の制定を行うなど、法令遵守、社会倫理の遵守の観点から法令遵守関連規定の整備充実を図っている。
- (ロ) 「コンプライアンスマニュアル」等による定期的な教育・研修を実施し、コンプライアンス意識の徹底を図る。
- (ハ) 取締役は当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに監査役に報告し、遅滞なく取締役会において報告する。
- (ニ) 内部監査部門が監査を実施し、取締役に情報を提供し、改善への提言を行う。また、法令・社内規定違反その他コンプライアンスに関する問題の発生を未然に防止し、問題の迅速な把握と是正を可能とする仕組みとして、平成18年11月に内部通報制度を整備している。
- (ホ) 当社におけるコンプライアンスを徹底するため、平成19年11月に「反社会的勢力による被害を防止する基本方針」を制定し、「反社会的勢力対応マニュアル」を整備している。

株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

取締役は、子会社・関連会社よりその事業内容の定期的な報告を受ける。また、グループ各社別に担当部門を定め、会社間の指示・要請の伝達が効率的に行われる体制とするとともに、担当部門は、子会社・関連会社が行為主体となる重要な事項について、当社決裁基準に従い、取締役会、経営会議に報告または承認を諮る。

監査役を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (イ) 監査役を補助するため、監査役会事務局を置く。監査役会事務局は、内部監査部門スタッフの兼務とするが、監査役会が求めた場合、監査役会が同意する専従者を配置する。

(ロ) 内部監査部門は、監査役監査を補完するため、監査役と協議または意見交換を行い、内部監査計画等を作成するとともに、監査役の監査が効率的に実施できるよう、監査役と緊密な連携を保持する。

取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(イ) 取締役及び使用人は、各種規定に従い当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について監査役に適時に報告する。

(ロ) 監査役が取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、経営会議その他の重要な会議または委員会に出席し、意見を述べるができるよう、社内規定の整備充実を図る。

(ハ) 代表取締役は、監査役及び監査役会と定期的に会合を持ち、経営方針、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスク等について意見交換し、監査役との相互認識を深めるよう努める。

財務報告に係る内部統制の整備及び運用に関する体制

当社は、財務報告の信頼性を担保し、金融庁より平成18年6月に公布された金融商品取引法第24条の4の4に規定する内部統制報告書の提出を適切に行うため、社長の指示のもと、財務報告に係る内部統制を整備し、運用する体制の構築を行った。なお、制度の運用に際しては、審査・監査部に設置した内部統制グループが推進する。また、取締役会は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用に対して監督責任を有し、その整備状況及び運用状況を監視する。

(6) その他

取締役会にて決議できる株主総会決議事項

(イ) 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定めることができる旨定款に定めている。これは、将来に向けた機動的な資本政策の選択を可能にするためのものである。

(ロ) 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であった者を含む）及び監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めている。これは、取締役及び監査役が職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できることを目的としたものである。

取締役の定数

当社の取締役は、10名以内とする旨定款に定めている。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めている。

株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めている。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に準拠して作成し、「建設業法施行規則」(昭和24年建設省令第14号)に準じて記載している。

なお、前連結会計年度(平成18年4月1日から平成19年4月1日まで)は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、当連結会計年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)は改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成している。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)第2条の規定に基づき、同規則及び「建設業法施行規則」(昭和24年建設省令第14号)により作成している。

なお、前事業年度(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)は、改正前の財務諸表等規則及び建設業法施行規則に基づき、当事業年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)は、改正後の財務諸表等規則及び建設業法施行規則に基づいて作成している。

2 監査証明について

当社は、前連結会計年度(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)及び前事業年度(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)は証券取引法第193条の2の規定に基づき、また当連結会計年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)及び当事業年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)は金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、それぞれ連結財務諸表並びに財務諸表について、あずさ監査法人により監査を受けている。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前連結会計年度 (平成19年3月31日)		当連結会計年度 (平成20年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)					
流動資産					
1 現金預金	2	28,011		26,021	
2 受取手形・完成工事 未収入金等	3	58,250		55,310	
3 有価証券	2	6		0	
4 未成工事支出金		10,313		12,718	
5 その他たな卸資産		1,451		977	
6 立替金		22,308		15,253	
7 繰延税金資産		4,468		4,485	
8 その他		3,725		4,930	
貸倒引当金		30		10	
流動資産合計		128,505	74.9	119,687	75.1
固定資産					
1 有形固定資産					
(1) 建物・構築物	2	15,512		15,513	
(2) 機械・運搬具・ 工具器具備品		12,746		11,042	
(3) 土地	2	14,489		14,498	
減価償却累計額		19,994		19,009	
有形固定資産合計		22,754		22,045	
2 無形固定資産		414		334	
3 投資その他の資産					
(1) 投資有価証券	1 2	15,776		12,778	
(2) 長期貸付金		121		146	
(3) 繰延税金資産		683		1,072	
(4) その他	1 2	3,600		3,354	
貸倒引当金		316		151	
投資その他の資産 合計		19,864		17,200	
固定資産合計		43,034	25.1	39,579	24.9
資産合計		171,540	100.0	159,267	100.0

区分	注記 番号	前連結会計年度 (平成19年3月31日)		当連結会計年度 (平成20年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)					
流動負債					
1 支払手形・工事未払金等	3	66,986		56,574	
2 短期借入金	2	11,989		14,151	
3 未成工事受入金		12,332		19,429	
4 預り金		23,663		19,465	
5 完成工事補償引当金		609		582	
6 賞与引当金		372		355	
7 工事損失引当金		117		182	
8 その他		5,021		3,202	
流動負債合計		121,091	70.6	113,944	71.6
固定負債					
1 長期借入金	2	12,988		9,136	
2 退職給付引当金		4,659		4,850	
3 環境対策引当金		195		195	
4 その他		19		15	
固定負債合計		17,862	10.4	14,198	8.9
負債合計		138,954	81.0	128,143	80.5
(純資産の部)					
株主資本					
1 資本金		12,000		12,000	
2 資本剰余金		9,000		9,000	
3 利益剰余金		8,128		8,598	
4 自己株式		6		7	
株主資本合計		29,121	17.0	29,590	18.6
評価・換算差額等					
1 その他有価証券評価 差額金		3,425		1,496	
2 繰延ヘッジ損益		4		5	
評価・換算差額等合計		3,421	2.0	1,490	0.9
新株予約権		42	0.0	42	0.0
純資産合計		32,585	19.0	31,123	19.5
負債純資産合計		171,540	100.0	159,267	100.0

【連結損益計算書】

区分	注記 番号	前連結会計年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)		当連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
売上高					
1 完成工事高		222,050		208,592	
2 付帯事業等売上高		15,154	237,205	12,411	221,003
売上原価					
1 完成工事原価		207,194		194,452	
2 付帯事業等売上原価		14,115	221,310	11,316	205,768
売上総利益					
1 完成工事総利益		14,855		14,140	
2 付帯事業等総利益		1,039	15,894	1,094	15,234
販売費及び一般管理費	1		10,811		10,792
営業利益			5,083		4,442
営業外収益					
1 受取利息		52		69	
2 受取配当金		201		216	
3 保険差益		42			
4 その他		77	373	50	336
営業外費用					
1 支払利息		889		1,023	
2 先行投資費用		446		537	
3 為替差損		306		451	
4 その他		322	1,963	365	2,378
経常利益			3,493		2,400
特別利益					
1 前期損益修正益	2			146	
2 固定資産売却益	3	247		88	
3 投資有価証券売却益		286		182	
4 その他		104	638	36	454
特別損失					
1 投資有価証券評価損		171			
2 ゴルフ会員権等評価損		117			
3 環境対策引当金繰入額		195			
4 訴訟和解費用		192			
5 損害賠償金等		257		262	
6 その他		172	1,106	59	322
税金等調整前 当期純利益			3,024		2,532
法人税、住民税及び 事業税		913		770	
法人税等調整額		1,163	2,077	918	1,689
当期純利益			947		843

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

項目	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高 (百万円)	12,000	9,000	7,538	4	28,533
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当(注)			357		357
当期純利益			947		947
自己株式の取得				1	1
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動 額(純額)					
連結会計年度中の変動額 合計(百万円)			589	1	588
平成19年3月31日残高 (百万円)	12,000	9,000	8,128	6	29,121

項目	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計		
平成18年3月31日残高 (百万円)	2,693		2,693	42	31,270
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当(注)					357
当期純利益					947
自己株式の取得					1
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動 額(純額)	731	4	727		727
連結会計年度中の変動額 合計(百万円)	731	4	727		1,315
平成19年3月31日残高 (百万円)	3,425	4	3,421	42	32,585

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目である。

当連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

項目	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成19年3月31日残高 (百万円)	12,000	9,000	8,128	6	29,121
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			373		373
当期純利益			843		843
自己株式の取得				1	1
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動 額(純額)					
連結会計年度中の変動額 合計(百万円)			469	1	468
平成20年3月31日残高 (百万円)	12,000	9,000	8,598	7	29,590

項目	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計		
平成19年3月31日残高 (百万円)	3,425	4	3,421	42	32,585
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					373
当期純利益					843
自己株式の取得					1
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動 額(純額)	1,929	1	1,930		1,930
連結会計年度中の変動額 合計(百万円)	1,929	1	1,930		1,462
平成20年3月31日残高 (百万円)	1,496	5	1,490	42	31,123

【連結キャッシュ・フロー計算書】

区分	注記 番号	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前当期純利益		3,024	2,532
減価償却費		917	818
貸倒引当金の増減額(減少:)		46	16
受取利息及び受取配当金		253	285
支払利息		889	1,023
為替差損益(差益:)		85	485
ゴルフ会員権等評価損		117	
投資有価証券評価損		171	29
有形固定資産売却損益(益:)		193	81
投資有価証券売却損益(益:)		284	182
売上債権の増減額(増加:)		6,826	2,936
未成工事支出金の増減額(増加:)		3,030	2,411
たな卸資産の増減額(増加:)		727	473
立替金の増減額(増加:)		1,973	7,054
仕入債務の増減額(減少:)		3,817	10,411
未成工事受入金の増減額(減少:)		1,908	7,097
預り金の増減額(減少:)		1,715	4,195
未払消費税等の増減額(減少:)		242	1,172
その他		2,422	1,372
小計		6,242	2,321
利息及び配当金の受取額		239	267
利息の支払額		856	1,073
法人税等の支払額		603	867
営業活動によるキャッシュ・フロー		5,021	648
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券・投資有価証券の取得による支出		745	593
有価証券・投資有価証券の売却等による収入		681	490
有形固定資産の取得による支出		250	180
有形固定資産の売却による収入		303	221
貸付けによる支出		129	118
貸付金の回収による収入		130	103
その他		211	417
投資活動によるキャッシュ・フロー		222	340
財務活動によるキャッシュ・フロー			
短期借入金の純増減額(減少:)		3,000	400
長期借入れによる収入			3,500
長期借入金の返済による支出		1,619	4,789
株主配当金の支払額		357	373
その他		1	1
財務活動によるキャッシュ・フロー		1,021	2,064
現金及び現金同等物に係る換算差額		79	499
現金及び現金同等物の増減額(減少:)		5,900	1,575
現金及び現金同等物の期首残高		21,202	27,103
現金及び現金同等物の期末残高		27,103	25,528

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前連結会計年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	(1) 連結子会社の数 2社 青山機工(株) ハザマ興業(株) (2) 主要な非連結子会社名 (株)ジオスケープ 非連結子会社は、企業集団における重要性が低く、またこれらの総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等の観点からみて、いずれもそれぞれ小規模であり、全体としても連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていない。	(1) 連結子会社の数 2社 青山機工(株) ハザマ興業(株) (2) 主要な非連結子会社名 (株)ジオスケープ 同左
2 持分法の適用に関する事項	持分法適用の非連結子会社数 無し 持分法適用の関連会社数 無し 持分法非適用の主要な非連結子会社名 (株)ジオスケープ 持分法非適用の主要な関連会社名 (株)アッシュクリート 持分法非適用会社である非連結子会社及び関連会社については、それぞれ連結純損益及び連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、これらの会社に対する投資については持分法を適用せず原価法により評価している。	持分法適用の非連結子会社数 無し 持分法適用の関連会社数 無し 持分法非適用の主要な非連結子会社名 (株)ジオスケープ 持分法非適用の主要な関連会社名 青山エナジーサービス(株) 持分法非適用会社である非連結子会社及び関連会社については、それぞれ連結純損益及び連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、これらの会社に対する投資については持分法を適用せず原価法により評価している。 なお、前連結会計年度まで、持分法非適用の主要な関連会社であった(株)アッシュクリートは、当連結会計年度において会社を解散している。
3 連結子会社の事業年度等に関する事項	連結子会社の決算日は、連結決算日と一致している。	同左
4 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法	有価証券 満期保有目的の債券 償却原価法 その他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの 移動平均法による原価法 デリバティブ 時価法	有価証券 満期保有目的の債券 同左 その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左 デリバティブ 同左

項目	前連結会計年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法	<p>たな卸資産 未成工事支出金 個別法による原価法 付帯事業等支出金 個別法による原価法 材料貯蔵品 移動平均法による原価法</p> <p>有形固定資産 建物については定額法(連結子会社1社は定率法)、その他の有形固定資産については定率法によっている。 なお、連結子会社(1社)のリース資産については、リース契約期間を耐用年数とする定額法によっている。 また、耐用年数及び残存価額については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっている。</p>	<p>たな卸資産 未成工事支出金 同左 付帯事業等支出金 同左 材料貯蔵品 同左</p> <p>有形固定資産 建物については定額法(連結子会社1社は定率法)、その他の有形固定資産については定率法によっている。 なお、連結子会社(1社)のリース資産については、リース契約期間を耐用年数とする定額法によっている。 また、耐用年数及び残存価額については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっている。 (会計方針の変更) 法人税法の改正((所得税法等の一部を改正する法律平成19年3月30日法律第6号)及び(法人税法施行令の一部を改正する政令平成19年3月30日政令第83号))に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更している。 なお、この変更による損益に与える影響は軽微である。 (追加情報) 法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌連結会計年度から5年間で均等償却する方法によっている。 この変更により、営業利益は99百万円、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ102百万円減少している。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載している。</p>
(3) 重要な引当金の計上基準	<p>無形固定資産 定額法によっている。なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっている。 ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっている。</p> <p>貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。</p>	<p>無形固定資産 同左</p> <p>貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。</p>

項目	前連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
(4) 重要なリース取引の処理方法	<p>なお、回収可能性がほとんどないと判断した回収不能見込額(722百万円)については、金融商品に係る会計基準(「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成11年 1月22日))の適用により、債権から直接減額している。</p> <p>完成工事補償引当金 完成工事にかかわる責任補修に備えるため、過去の一定期間における補修実績率に基づいて計上している。</p> <p>賞与引当金 従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額基準により計上している。</p> <p>工事損失引当金 受注工事に係わる将来の損失に備えるため、損失発生の可能性が高く、かつ、その損失見込額を合理的に見積もることができる工事について、当該損失見込額を計上している。</p> <p>退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上している。</p> <p>なお、提出会社における会計基準変更時差異(9,984百万円)については、15年による按分額を費用処理している。</p> <p>数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により翌連結会計年度から費用処理することとしている。</p> <p>なお、提出会社は会社分割により会計基準変更時差異及び数理計算上の差異を承継しており、上記費用処理年数は承継前の期間を含めた年数となっている。</p> <p>環境対策引当金 「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」により義務付けられているPCB廃棄物の処理に備えるため、当該処理費用見込額を計上している。</p> <p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。</p>	<p>なお、回収可能性がほとんどないと判断した回収不能見込額(323百万円)については、金融商品に係る会計基準(「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成11年 1月22日))の適用により、債権から直接減額している。</p> <p>完成工事補償引当金 同左</p> <p>賞与引当金 同左</p> <p>工事損失引当金 同左</p> <p>退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上している。</p> <p>なお、提出会社における会計基準変更時差異(9,984百万円)については、15年による按分額を費用処理している。</p> <p>数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(9年)による定額法により翌連結会計年度から費用処理することとしている。</p> <p>なお、提出会社は会社分割により会計基準変更時差異及び数理計算上の差異を承継しており、上記費用処理年数は承継前の期間を含めた年数となっている。</p> <p>環境対策引当金 同左</p> <p>同左</p>
項目	前連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)

<p>(5) 重要なヘッジ会計の方法</p>	<p>ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっている。 ただし、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っている。 また、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用している。 ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 デリバティブ取引(金利スワップ及び為替予約取引) ヘッジ対象 相場変動等による損失の可能性のある資産・負債のうち、相場変動等が評価に反映されていないもの及びキャッシュ・フローが固定されその変動が回避されるもの。 ヘッジ方針 現在又は将来において、ヘッジ対象となる資産・負債が存在する場合に限りデリバティブ取引を利用する方針であり、短期的な売買差益の獲得や投機を目的とするデリバティブ取引は行わない。 ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性の判定時点までの期間におけるヘッジ対象及びヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計額を比較することにより、ヘッジの有効性を評価している。</p>	<p>ヘッジ会計の方法 同左 ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 同左 ヘッジ対象 同左 ヘッジ方針 同左 ヘッジ有効性評価の方法 同左</p>
<p>(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項</p>	<p>完成工事高の計上基準 原則として工事進行基準を採用している。ただし、提出会社は、工期1年以下または請負金額1億円未満の工事については工事完成基準によっている。 なお、工事進行基準によった完成工事高は121,797百万円、完成工事原価は113,237百万円である。 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理は、税抜方式によっている。</p>	<p>完成工事高の計上基準 原則として工事進行基準を採用している。ただし、提出会社は、工期1年以下または請負金額1億円未満の工事については工事完成基準によっている。 なお、工事進行基準によった完成工事高は128,896百万円、完成工事原価は119,999百万円である。 消費税等の会計処理 同左</p>
<p>5 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項</p>	<p>連結子会社の資産及び負債の評価は全面時価評価法によっている。</p>	<p>同左</p>
<p>6 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲</p>	<p>連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなる。</p>	<p>同左</p>

連結財務諸表作成の基本となる重要な事項の変更

前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等) 当連結会計年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用している。 これによる損益に与える影響はない。 なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は32,547百万円である。 連結財務諸表規則の改正により、当連結会計年度における連結財務諸表は、改正後の連結財務諸表規則により作成している。</p>	

表示方法の変更

前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>(連結損益計算書関係)</p> <p>1 前連結会計年度において区分掲記していた「前期損益修正益」(当連結会計年度60百万円)は、特別利益の総額の100分の10以下となったため、特別利益の「その他」に含めて表示している。</p> <p>2 前連結会計年度において区分掲記していた「貸倒引当金戻入益」(当連結会計年度21百万円)は、特別利益の総額の100分の10以下となったため、特別利益の「その他」に含めて表示している。</p> <p>3 前連結会計年度において、特別損失の「その他」に含めていた「ゴルフ会員権等評価損」は、特別損失の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より区分掲記することとした。 なお、前連結会計年度の特別損失の「その他」に含まれる「ゴルフ会員権等評価損」は、16百万円である。</p> <p>(連結キャッシュ・フロー計算書関係)</p> <p>前連結会計年度において、営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めていた「ゴルフ会員権等評価損」は、重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記することとした。 なお、前連結会計年度の営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含まれる「ゴルフ会員権等評価損」は16百万円である。</p>	<p>(連結損益計算書関係)</p> <p>1 前連結会計年度において、特別利益の「その他」に含めていた「前期損益修正益」は、特別利益の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より区分掲記している。なお、前連結会計年度の「前期損益修正益」の額は60百万円である。</p> <p>2 前連結会計年度において、区分掲記していた「投資有価証券評価損」(当連結会計年度29百万円)は、特別損失の総額の100分の10以下となったため、特別損失の「その他」に含めて表示している。</p> <p>3 前連結会計年度において、区分掲記していた「訴訟和解費用」(当連結会計年度9百万円)は、特別損失の総額の100分の10以下となったため、特別損失の「その他」に含めて表示している。</p>

注記事項
(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成19年3月31日)		当連結会計年度 (平成20年3月31日)	
1	1	1	1
このうち非連結子会社及び関連会社に対する金額は、次のとおりである。		このうち非連結子会社及び関連会社に対する金額は、次のとおりである。	
投資有価証券(株式)	324百万円	投資有価証券(株式)	289百万円
投資その他の資産・ その他(出資金)	73	投資その他の資産・ その他(出資金)	100
2	2	2	2
担保に供している資産は次のとおりである。		担保に供している資産は次のとおりである。	
(イ)次の債務に対して下記の資産を担保に供している。		(イ)次の債務に対して下記の資産を担保に供している。	
債務の内訳		債務の内訳	
短期借入金	4,789百万円	短期借入金	8,484百万円
長期借入金	12,988	長期借入金	7,586
担保差入資産		担保差入資産	
建物・構築物	5,052百万円	建物・構築物	4,841百万円
土地	13,471	土地	13,471
投資有価証券	9,319	投資有価証券	7,065
計	27,844	計	25,378
(ロ)工事保証等に対して下記の資産を担保に供している。		(ロ)工事保証等に対して下記の資産を担保に供している。	
現金預金	481百万円	有価証券	0百万円
有価証券	1	建物・構築物	273
建物・構築物	288	土地	84
土地	84	投資有価証券	640
投資有価証券	883	投資その他の資産・ その他	167
投資その他の資産・ その他	167	計	1,166
計	1,906		
(ハ)関係会社の借入金(2,944百万円)に対して下記の資産を担保に供している。		(ハ)関係会社の借入金(3,295百万円)に対して下記の資産を担保に供している。	
投資有価証券	24百万円	投資有価証券	24百万円
3	保証債務	3	保証債務
(イ)下記の借入金について保証を行っている。		(イ)下記の借入金について保証を行っている。	
従業員住宅ローン	180百万円	従業員住宅ローン	99百万円
(ロ)下記の会社のマンション売買契約手付金の返済について保証を行っている。		(ロ)	
扶桑レクセル(株)・有楽土地(株)	1,533百万円		
(株)アートハウジング	63		
計	1,596		
(ハ)下記の関係会社のPFI事業に係る履行保証保険契約について連帯保証を行っている。		(ハ)	
(株)くまもとアカデミックサービス	52百万円		
なお、上記金額は、当社負担額を記載している。			
4	3	4	
期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理している。			
なお、当連結会計年度の末日は金融機関の休日であったため、次の満期手形が連結会計年度末日残高に含まれている。			
受取手形	298百万円		
支払手形	10		

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	
1	1	1	1
販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりである。		販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりである。	
	従業員給料手当 4,545百万円		従業員給料手当 4,579百万円
	退職給付費用 569		退職給付費用 844
2	研究開発費	2	研究開発費
一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額は、1,317百万円である。		一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額は、1,337百万円である。	
3		3	2
		前期損益修正益の内訳は次のとおりである。	
			支払不要債務戻入益 145百万円
			その他 1
			計 146
4	3	4	3
固定資産売却益の内訳は次のとおりである。		固定資産売却益の内訳は次のとおりである。	
	土地 240百万円		機械装置 76百万円
	その他 6		その他 12
	計 247		計 88

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末 株式数(千株)	増加株式数(千株)	減少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
普通株式	100,000			100,000
第 種優先株式	750			750
第 種優先株式	875			875
第 種優先株式	875			875
第 種優先株式	250			250
合計	102,750			102,750

2 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末 株式数(千株)	増加株式数(千株)	減少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
普通株式	17	8		25

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りである。

単元未満株式の買取りによる増加 8千株

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(千株)				当連結 会計年度 末残高 (百万円)
			前連結 会計年度末	増加	減少	当連結 会計年度末	
提出会社	平成18年新株予約権	普通株式	12,500			12,500	42
合計			12,500			12,500	42

(注) 1 目的となる株式の数は、権利行使可能数を記載している。

2 なお、平成18年新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していない。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成18年6月29日 定時株主総会	普通株式	149	1.50	平成18年3月31日	平成18年6月29日
平成18年6月29日 定時株主総会	第1種 優先株式	48	64.72	平成18年3月31日	平成18年6月29日
平成18年6月29日 定時株主総会	第2種 優先株式	65	74.72	平成18年3月31日	平成18年6月29日
平成18年6月29日 定時株主総会	第3種 優先株式	74	84.72	平成18年3月31日	平成18年6月29日
平成18年6月29日 定時株主総会	第4種 優先株式	19	79.72	平成18年3月31日	平成18年6月29日
合計		357			

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の 原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	149	1.50	平成19年3月31日	平成19年6月29日
平成19年6月28日 定時株主総会	第1種 優先株式	利益 剰余金	52	70.52	平成19年3月31日	平成19年6月29日
平成19年6月28日 定時株主総会	第2種 優先株式	利益 剰余金	70	80.52	平成19年3月31日	平成19年6月29日
平成19年6月28日 定時株主総会	第3種 優先株式	利益 剰余金	79	90.52	平成19年3月31日	平成19年6月29日
平成19年6月28日 定時株主総会	第4種 優先株式	利益 剰余金	21	85.52	平成19年3月31日	平成19年6月29日
合計			373			

当連結会計年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末 株式数(千株)	増加株式数(千株)	減少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
普通株式	100,000			100,000
第1種優先株式	750			750
第2種優先株式	875			875
第3種優先株式	875			875
第4種優先株式	250			250
合計	102,750			102,750

2 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末 株式数(千株)	増加株式数(千株)	減少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
普通株式	25	8		34

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りである。

単元未満株式の買取りによる増加 8千株

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(千株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	平成18年新株予約権	普通株式	12,500			12,500	42
合計			12,500			12,500	42

(注) 目的となる株式の数は、権利行使可能数を記載している。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通株式	149	1.50	平成19年3月31日	平成19年6月29日
平成19年6月28日 定時株主総会	第種 優先株式	52	70.52	平成19年3月31日	平成19年6月29日
平成19年6月28日 定時株主総会	第種 優先株式	70	80.52	平成19年3月31日	平成19年6月29日
平成19年6月28日 定時株主総会	第種 優先株式	79	90.52	平成19年3月31日	平成19年6月29日
平成19年6月28日 定時株主総会	第種 優先株式	21	85.52	平成19年3月31日	平成19年6月29日
合計		373			

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	149	1.50	平成20年3月31日	平成20年6月30日
平成20年6月27日 定時株主総会	第種 優先株式	利益 剰余金	68	91.52	平成20年3月31日	平成20年6月30日
平成20年6月27日 定時株主総会	第種 優先株式	利益 剰余金	88	101.52	平成20年3月31日	平成20年6月30日
平成20年6月27日 定時株主総会	第種 優先株式	利益 剰余金	97	111.52	平成20年3月31日	平成20年6月30日
平成20年6月27日 定時株主総会	第種 優先株式	利益 剰余金	26	106.52	平成20年3月31日	平成20年6月30日
合計			431			

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
現金預金勘定 28,011百万円	現金預金勘定 26,021百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金 908	預入期間が3ヶ月を超える定期預金 493
現金及び現金同等物 27,103	現金及び現金同等物 25,528

[次へ](#)

(リース取引関係)

前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)				当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																							
(借手側) リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (イ)リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額				(借手側) リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (イ)リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額																							
	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)		取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)																				
機械・運搬具 工具器具備品	636	283	353	機械・運搬具 工具器具備品	934	343	590																				
その他	9	3	5	その他	9	5	4																				
合計	645	286	359	合計	943	348	594																				
<p>なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法により算定している。</p> <p>(ロ)未経過リース料期末残高相当額</p> <table border="1"> <tr> <td>1年内</td> <td>150百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>209</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>359</td> </tr> </table> <p>なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法により算定している。</p> <p>(ハ)支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table border="1"> <tr> <td>支払リース料</td> <td>168百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>168</td> </tr> </table> <p>(ニ)減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。</p>				1年内	150百万円	1年超	209	計	359	支払リース料	168百万円	減価償却費相当額	168	<p>同左</p> <p>(ロ)未経過リース料期末残高相当額</p> <table border="1"> <tr> <td>1年内</td> <td>247百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>347</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>594</td> </tr> </table> <p>同左</p> <p>(ハ)支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table border="1"> <tr> <td>支払リース料</td> <td>162百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>162</td> </tr> </table> <p>(ニ)減価償却費相当額の算定方法 同左</p>				1年内	247百万円	1年超	347	計	594	支払リース料	162百万円	減価償却費相当額	162
1年内	150百万円																										
1年超	209																										
計	359																										
支払リース料	168百万円																										
減価償却費相当額	168																										
1年内	247百万円																										
1年超	347																										
計	594																										
支払リース料	162百万円																										
減価償却費相当額	162																										

前連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)																																																								
<p>(貸手側)</p> <p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (イ)リース物件の取得価額、減価償却累計額及び期末残高</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">取得価額 (百万円)</th> <th style="text-align: center;">減価償却 累計額 (百万円)</th> <th style="text-align: center;">期末残高 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械・運搬具 工具器具備品</td> <td style="text-align: center;">102</td> <td style="text-align: center;">69</td> <td style="text-align: center;">32</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: center;">102</td> <td style="text-align: center;">69</td> <td style="text-align: center;">32</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ロ)未経過リース料期末残高相当額</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">20百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">16</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">36</td> </tr> </table> <p>なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料及び見積残存価額の合計額の期末残高が営業債権の期末残高等に占める割合が低いため、受取利子込み法により算定している。</p> <p>(ハ)受取リース料及び減価償却費</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">受取リース料</td> <td style="text-align: right;">44百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td style="text-align: right;">13</td> </tr> </table> <p>2 オペレーティング・リース取引 未経過リース料</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">0百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;"></td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">0</td> </tr> </table> <p>(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はないため、項目等の記載は省略している。</p>		取得価額 (百万円)	減価償却 累計額 (百万円)	期末残高 (百万円)	機械・運搬具 工具器具備品	102	69	32	合計	102	69	32	1年内	20百万円	1年超	16	計	36	受取リース料	44百万円	減価償却費	13	1年内	0百万円	1年超		計	0	<p>(貸手側)</p> <p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (イ)リース物件の取得価額、減価償却累計額及び期末残高</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">取得価額 (百万円)</th> <th style="text-align: center;">減価償却 累計額 (百万円)</th> <th style="text-align: center;">期末残高 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械・運搬具 工具器具備品</td> <td style="text-align: center;">51</td> <td style="text-align: center;">23</td> <td style="text-align: center;">28</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: center;">51</td> <td style="text-align: center;">23</td> <td style="text-align: center;">28</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ロ)未経過リース料期末残高相当額</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">15百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">14</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">29</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">同左</p> <p>(ハ)受取リース料及び減価償却費</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">受取リース料</td> <td style="text-align: right;">16百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td style="text-align: right;">8</td> </tr> </table> <p>2 オペレーティング・リース取引 未経過リース料</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;"></td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;"></td> </tr> </table> <p>(減損損失について) 同左</p>		取得価額 (百万円)	減価償却 累計額 (百万円)	期末残高 (百万円)	機械・運搬具 工具器具備品	51	23	28	合計	51	23	28	1年内	15百万円	1年超	14	計	29	受取リース料	16百万円	減価償却費	8	1年内	百万円	1年超		計	
	取得価額 (百万円)	減価償却 累計額 (百万円)	期末残高 (百万円)																																																						
機械・運搬具 工具器具備品	102	69	32																																																						
合計	102	69	32																																																						
1年内	20百万円																																																								
1年超	16																																																								
計	36																																																								
受取リース料	44百万円																																																								
減価償却費	13																																																								
1年内	0百万円																																																								
1年超																																																									
計	0																																																								
	取得価額 (百万円)	減価償却 累計額 (百万円)	期末残高 (百万円)																																																						
機械・運搬具 工具器具備品	51	23	28																																																						
合計	51	23	28																																																						
1年内	15百万円																																																								
1年超	14																																																								
計	29																																																								
受取リース料	16百万円																																																								
減価償却費	8																																																								
1年内	百万円																																																								
1年超																																																									
計																																																									

[次へ](#)

(有価証券関係)

前連結会計年度

1 その他有価証券で時価のあるもの(平成19年3月31日)

区分	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価 を超えているもの			
株式	7,132	12,908	5,776
小計	7,132	12,908	5,776
連結貸借対照表計上額が取得原価 を超えていないもの			
小計			
合計	7,132	12,908	5,776

2 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
680	286	2

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び連結貸借対照表計上額(平成19年3月31日)

内容	連結貸借対照表計上額 (百万円)
(1) 満期保有目的の債券	
割引金融債	4
その他	1
合計	6
(2) その他有価証券	
非上場株式	2,543
合計	2,543

4 その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の今後の償還予定額

(平成19年3月31日)

区分	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
満期保有目的の債券				
割引金融債	5			
その他	1			
合計	6			

当連結会計年度

1 その他有価証券で時価のあるもの(平成20年3月31日)

区分	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価 を超えているもの			
株式	7,115	9,661	2,545
小計	7,115	9,661	2,545
連結貸借対照表計上額が取得原価 を超えていないもの			
株式	318	295	23
小計	318	295	23
合計	7,434	9,956	2,522

2 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
485	182	

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び連結貸借対照表計上額(平成20年3月31日)

内容	連結貸借対照表計上額 (百万円)
(1) 満期保有目的の債券	
割引金融債	
その他	0
合計	0
(2) その他有価証券	
非上場株式	2,531
合計	2,531

4 その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の今後の償還予定額

(平成20年3月31日)

区分	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
満期保有目的の債券				
割引金融債				
その他	0			
合計	0			

[前へ](#) [次へ](#)

(デリバティブ取引関係)

1 取引の状況に関する事項

前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>(1) 取引の内容 当社グループは、為替予約取引、金利スワップ取引を利用している。</p> <p>(2) 取引に対する取組方針、利用目的 当社グループは、為替変動リスクを回避する目的で為替予約取引を利用している。また、変動金利が適用される外部有利子負債の残高の範囲内で、金利上昇リスクを回避する目的で、金利スワップ取引を利用している。なお、当社グループが利用しているデリバティブ取引に投機目的のものはない。</p> <p>(3) 取引に係るリスクの内容 当社グループが利用している為替予約取引は、為替変動によるリスクを有しており、変動金利を固定金利に交換したスワップ取引は市場金利の変動によるリスクを有している。なお、当社グループのデリバティブ取引にかかる取引先はいずれも信用度の高い銀行であり、取引先の信用リスクはないと判断している。</p> <p>(4) 取引に係るリスクの管理体制 当社グループのデリバティブ取引は、取引の執行と管理に関する権限・責任・実務内容等を定めた各社の内規に基づき、管理部門責任者が取引の決裁を行い、財務部門において取引の実行・取引内容の確認・リスク管理がなされている。また、デリバティブ取引の実施状況が定期的に各社の担当役員まで報告されている。</p> <p>(5) 「取引の時価等に関する事項」に係る補足説明等 「取引の時価等に関する事項」の「契約額等」はデリバティブ取引における名目的な契約額または想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではない。</p>	<p>(1) 取引の内容 同左</p> <p>(2) 取引に対する取組方針、利用目的 同左</p> <p>(3) 取引に係るリスクの内容 同左</p> <p>(4) 取引に係るリスクの管理体制 同左</p> <p>(5) 「取引の時価等に関する事項」に係る補足説明等 同左</p>

2 取引の時価等に関する事項

前連結会計年度末(平成19年3月31日)

当社グループはヘッジ会計を適用しているため、該当事項はない。

当連結会計年度末(平成20年3月31日)

当社グループはヘッジ会計を適用しているため、該当事項はない。

(退職給付関係)

前連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)																																																																																								
<p>1 採用している退職給付制度の概要 適格退職年金制度 昭和58年 4月 1日から退職金制度の一部について適格退職年金制度を採用している。 退職一時金制度 退職金規程に基づく退職金一時金制度を採用している。</p> <p>2 退職給付債務に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">22,258百万円</td> </tr> <tr> <td>年金資産</td> <td style="text-align: right;">13,691</td> </tr> <tr> <td>未積立退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">8,566</td> </tr> <tr> <td>会計基準変更時差異の未処理額</td> <td style="text-align: right;">2,693</td> </tr> <tr> <td>未認識数理計算上の差異</td> <td style="text-align: right;">1,213</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">連結貸借対照表計上額純額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">4,659</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">4,659</td> </tr> </table> <p>(注) 子会社は、退職給付債務の算定にあたり簡便法を採用している。</p> <p>3 退職給付費用に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">勤務費用</td> <td style="text-align: right;">983百万円</td> </tr> <tr> <td>利息費用</td> <td style="text-align: right;">515</td> </tr> <tr> <td>期待運用収益</td> <td style="text-align: right;">347</td> </tr> <tr> <td>会計基準変更時差異の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">336</td> </tr> <tr> <td>数理計算上の差異の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">219</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">退職給付費用</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,707</td> </tr> </table> <p>(注) 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は「勤務費用」に計上している。</p> <p>4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">退職給付見込額の期間</td> <td style="width: 20%;">期間定額基準</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td>配分方法</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>割引率</td> <td style="text-align: center;">2.5%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>期待運用収益率</td> <td style="text-align: center;">2.5%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>数理計算上の差異の処理年数</td> <td colspan="2">10年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、翌連結会計年度から費用処理することとしている。)</td> </tr> <tr> <td>会計基準変更時差異の処理年数</td> <td colspan="2">15年</td> </tr> </table>	退職給付債務	22,258百万円	年金資産	13,691	未積立退職給付債務	8,566	会計基準変更時差異の未処理額	2,693	未認識数理計算上の差異	1,213	連結貸借対照表計上額純額	4,659	退職給付引当金	4,659	勤務費用	983百万円	利息費用	515	期待運用収益	347	会計基準変更時差異の費用処理額	336	数理計算上の差異の費用処理額	219	退職給付費用	1,707	退職給付見込額の期間	期間定額基準		配分方法			割引率	2.5%		期待運用収益率	2.5%		数理計算上の差異の処理年数	10年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、翌連結会計年度から費用処理することとしている。)		会計基準変更時差異の処理年数	15年		<p>1 採用している退職給付制度の概要 適格退職年金制度 昭和58年 4月 1日から退職金制度の一部について適格退職年金制度を採用している。 退職一時金制度 退職金規程に基づく退職金一時金制度を採用している。</p> <p>2 退職給付債務に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">22,059百万円</td> </tr> <tr> <td>年金資産</td> <td style="text-align: right;">11,684</td> </tr> <tr> <td>未積立退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">10,375</td> </tr> <tr> <td>会計基準変更時差異の未処理額</td> <td style="text-align: right;">2,350</td> </tr> <tr> <td>未認識数理計算上の差異</td> <td style="text-align: right;">3,174</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">連結貸借対照表計上額純額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">4,850</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">4,850</td> </tr> </table> <p>(注) 子会社は、退職給付債務の算定にあたり簡便法を採用している。</p> <p>3 退職給付費用に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">勤務費用</td> <td style="text-align: right;">963百万円</td> </tr> <tr> <td>利息費用</td> <td style="text-align: right;">534</td> </tr> <tr> <td>期待運用収益</td> <td style="text-align: right;">342</td> </tr> <tr> <td>会計基準変更時差異の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">343</td> </tr> <tr> <td>数理計算上の差異の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">452</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">退職給付費用</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,951</td> </tr> </table> <p>(注) 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は「勤務費用」に計上している。</p> <p>4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">退職給付見込額の期間</td> <td style="width: 20%;">期間定額基準</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td>配分方法</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>割引率</td> <td style="text-align: center;">2.5%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>期待運用収益率</td> <td style="text-align: center;">2.5%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>数理計算上の差異の処理年数</td> <td colspan="2">9年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、翌連結会計年度から費用処理することとしている。)</td> </tr> <tr> <td>会計基準変更時差異の処理年数</td> <td colspan="2">15年</td> </tr> </table>	退職給付債務	22,059百万円	年金資産	11,684	未積立退職給付債務	10,375	会計基準変更時差異の未処理額	2,350	未認識数理計算上の差異	3,174	連結貸借対照表計上額純額	4,850	退職給付引当金	4,850	勤務費用	963百万円	利息費用	534	期待運用収益	342	会計基準変更時差異の費用処理額	343	数理計算上の差異の費用処理額	452	退職給付費用	1,951	退職給付見込額の期間	期間定額基準		配分方法			割引率	2.5%		期待運用収益率	2.5%		数理計算上の差異の処理年数	9年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、翌連結会計年度から費用処理することとしている。)		会計基準変更時差異の処理年数	15年	
退職給付債務	22,258百万円																																																																																								
年金資産	13,691																																																																																								
未積立退職給付債務	8,566																																																																																								
会計基準変更時差異の未処理額	2,693																																																																																								
未認識数理計算上の差異	1,213																																																																																								
連結貸借対照表計上額純額	4,659																																																																																								
退職給付引当金	4,659																																																																																								
勤務費用	983百万円																																																																																								
利息費用	515																																																																																								
期待運用収益	347																																																																																								
会計基準変更時差異の費用処理額	336																																																																																								
数理計算上の差異の費用処理額	219																																																																																								
退職給付費用	1,707																																																																																								
退職給付見込額の期間	期間定額基準																																																																																								
配分方法																																																																																									
割引率	2.5%																																																																																								
期待運用収益率	2.5%																																																																																								
数理計算上の差異の処理年数	10年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、翌連結会計年度から費用処理することとしている。)																																																																																								
会計基準変更時差異の処理年数	15年																																																																																								
退職給付債務	22,059百万円																																																																																								
年金資産	11,684																																																																																								
未積立退職給付債務	10,375																																																																																								
会計基準変更時差異の未処理額	2,350																																																																																								
未認識数理計算上の差異	3,174																																																																																								
連結貸借対照表計上額純額	4,850																																																																																								
退職給付引当金	4,850																																																																																								
勤務費用	963百万円																																																																																								
利息費用	534																																																																																								
期待運用収益	342																																																																																								
会計基準変更時差異の費用処理額	343																																																																																								
数理計算上の差異の費用処理額	452																																																																																								
退職給付費用	1,951																																																																																								
退職給付見込額の期間	期間定額基準																																																																																								
配分方法																																																																																									
割引率	2.5%																																																																																								
期待運用収益率	2.5%																																																																																								
数理計算上の差異の処理年数	9年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、翌連結会計年度から費用処理することとしている。)																																																																																								
会計基準変更時差異の処理年数	15年																																																																																								

[前へ](#) [次へ](#)

(税効果会計関係)

前連結会計年度 (平成19年3月31日)		当連結会計年度 (平成20年3月31日)	
1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
(繰延税金資産) 百万円		(繰延税金資産) 百万円	
繰越欠損金	1,450	繰越欠損金	195
貸倒引当金損金	951	貸倒引当金損金	784
算入限度超過額		算入限度超過額等	
固定資産未実現利益	209	固定資産未実現利益	209
進行基準決算損	216	進行基準決算損	499
退職給付引当金	1,844	退職給付引当金	1,925
その他	5,001	その他	5,107
繰延税金資産小計	9,673	繰延税金資産小計	8,721
評価性引当額	2,172	評価性引当額	2,137
繰延税金資産合計	7,501	繰延税金資産合計	6,584
(繰延税金負債)		(繰延税金負債)	
その他有価証券評価差額金	2,350	その他有価証券評価差額金	1,026
繰延税金負債合計	2,350	繰延税金負債合計	1,026
繰延税金資産の純額	5,151	繰延税金資産の純額	5,557
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
	%		%
法定実効税率	40.7	法定実効税率	40.7
(調整)		(調整)	
永久に損金に算入されない項目	14.1	永久に損金に算入されない項目	11.8
住民税均等割等	8.2	住民税均等割等	9.8
その他	5.7	その他	4.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	68.7	税効果会計適用後の法人税等の負担率	66.7

[前へ](#)

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

	建設事業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高及び営業損益					
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	222,050	15,154	237,205		237,205
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	0	28,218	28,218	(28,218)	
計	222,050	43,373	265,423	(28,218)	237,205
営業費用	216,664	43,055	259,719	(27,597)	232,121
営業利益	5,386	317	5,704	(620)	5,083
資産・減価償却費及び資本 的支出					
資産	121,130	20,054	141,184	30,355	171,540
減価償却費	759	131	891	25	917
資本的支出	250	103	354		354

(注) 1 事業区分の方法及び各区分に属する主要な事業の内容

(1) 事業区分の方法

日本標準産業分類及び連結損益計算書の売上集計区分を勘案して区分した。

(2) 各事業区分に属する主要な内容

建設事業：土木・建築その他建設工事全般に関する事業

その他の事業：建設資材の販売、リースに関する事業及びその他の事業

2 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は656百万円である。その主なものは、提出会社本店の総務部等管理部門に係る費用である。

3 資産のうち、消去又は全社の項目に含めた全社資産の金額は43,789百万円である。その主なものは、提出会社での余資運用資金(現金及び有価証券)、長期投資資金(投資有価証券)及び管理部門に係る資産等である。

当連結会計年度(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

	建設事業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高及び営業損益					
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	208,592	12,411	221,003		221,003
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	1	30,663	30,664	(30,664)	
計	208,593	43,074	251,667	(30,664)	221,003
営業費用	203,921	42,619	246,540	(29,979)	216,560
営業利益	4,672	455	5,127	(684)	4,442
資産・減価償却費及び資本 的支出					
資産	114,249	19,155	133,404	25,862	159,267
減価償却費	685	107	793	24	818
資本的支出	127	45	173		173

(注) 1 事業区分の方法及び各区分に属する主要な事業の内容

(1) 事業区分の方法

日本標準産業分類及び連結損益計算書の売上集計区分を勘案して区分した。

(2) 各事業区分に属する主要な内容

建設事業：土木・建築その他建設工事全般に関する事業

その他の事業：建設資材の販売、リースに関する事業及びその他の事業

2 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は671百万円である。その主なものは、提出会社本店の総務部等管理部門に係る費用である。

3 資産のうち、消去又は全社の項目に含めた全社資産の金額は40,878百万円である。その主なものは、提出会社での余資運用資金(現金及び有価証券)、長期投資資金(投資有価証券)及び管理部門に係る資産等である。

4 追加情報

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」の4.(2)に記載の通り、当連結会計年度より法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、償却可能限度まで償却が終了した翌連結会計年度から5年間で均等償却する方法によっている。この結果、当連結会計年度の営業費用は、建設事業が76百万円、その他事業が22百万円増加し、営業利益が同額減少している。

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

	日本 (百万円)	その他の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高及び営業損益					
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	203,010	34,194	237,205		237,205
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	33		33	(33)	
計	203,044	34,194	237,238	(33)	237,205
営業費用	197,900	33,622	231,522	598	232,121
営業利益	5,143	571	5,715	(632)	5,083
資産	108,507	19,242	127,750	43,789	171,540

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっている。

2 日本以外の地域に含まれる主な国又は地域……東南アジア、北米

3 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は656百万円である。その主なものは、提出会社本店の総務部等管理部門に係る費用である。

4 資産のうち、消去又は全社の項目に含めた全社資産の金額は43,789百万円である。その主なものは、提出会社での余資運用資金(現金及び有価証券)、長期投資資金(投資有価証券)及び管理部門に係る資産等である。

当連結会計年度(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

	日本 (百万円)	その他の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高及び営業損益					
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	185,198	35,804	221,003		221,003
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	5		5	(5)	
計	185,204	35,804	221,009	(5)	221,003
営業費用	181,345	34,551	215,897	663	216,560
営業利益	3,858	1,253	5,112	(669)	4,442
資産	95,449	22,939	118,388	40,878	159,267

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっている。

2 日本以外の地域に含まれる主な国又は地域……東南アジア、北米

3 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は671百万円である。その主なものは、提出会社本店の総務部等管理部門に係る費用である。

4 資産のうち、消去又は全社の項目に含めた全社資産の金額は40,878百万円である。その主なものは、提出会社での余資運用資金(現金及び有価証券)、長期投資資金(投資有価証券)及び管理部門に係る資産等である。

5 追加情報

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」の4.(2)に記載の通り、当連結会計年度より法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、償却可能限度まで償却が終了した翌連結会計年度から5年間で均等償却する方法によっている。この結果、当連結会計年度の営業費用は、日本で99百万円増加し、営業利益が同額減少している。

【海外売上高】

前連結会計年度(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

	日本以外の地域
海外売上高(百万円)	34,194
連結売上高(百万円)	237,205
連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	14.4

- (注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっている。
2 日本以外の地域に含まれる主な国又は地域.....東南アジア、北米
3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高である。

当連結会計年度(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

	日本以外の地域
海外売上高(百万円)	35,804
連結売上高(百万円)	221,003
連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	16.2

- (注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっている。
2 日本以外の地域に含まれる主な国又は地域.....東南アジア、北米
3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高である。

【関連当事者との取引】

前連結会計年度(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

該当事項なし。

当連結会計年度(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

該当事項なし。

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)		当連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	
1株当たり純資産額	213.25円	1株当たり純資産額	198.06円
1株当たり当期純利益金額	7.24円	1株当たり当期純利益金額	5.62円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	6.59円	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載していない。	

(注)1. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前連結会計年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(百万円)	947	843
普通株主に帰属しない金額(百万円)	223	281
(うち剰余金の処分による優先株式配当額(百万円))	223	281
普通株式に係る当期純利益(百万円)	723	562
普通株式の期中平均株式数(千株)	99,978	99,969
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(百万円)	223	
(うち剰余金の処分による優先株式配当額(百万円))	223	
普通株式増加数(千株)	43,742	
(うち優先株式(千株))	43,650	
(うち新株予約権(千株))	91	
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要		第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式及び新株予約権。 なお、これらの概要は「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況」に記載のとおり。

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前連結会計年度 平成19年3月31日	当連結会計年度 平成20年3月31日
純資産の部の合計額(百万円)	32,585	31,123
純資産の部の合計額から控除する額(百万円)	11,266	11,324
(うち残余財産分配請求権が優先的な株式の払込金額(百万円))	11,000	11,000
(うち剰余金の処分による優先株式配当額(百万円))	223	281
(うち新株予約権(百万円))	42	42
普通株式に係る純資産額(百万円)	21,319	19,799
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(千株)	99,974	99,965

(重要な後発事象)

該当事項なし。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項なし。

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	7,700	7,300	2.63	
1年以内に返済予定の長期借入金	4,289	6,851	2.84	
1年以内に返済予定のリース債務				
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	12,988	9,136	2.82	平成21年～平成25年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)				
合計	24,977	23,288		

(注)1 「平均利率」については、借入金の当期末残高に対する加重平均利率を記載している。

2 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における返済予定額の総額は以下のとおりである。

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	8,336	600	100	100

(2) 【その他】

重要な訴訟事件等

現在、提出会社を含む多数の建設会社を被告とする全国トンネルじん肺訴訟が、全国4地方裁判所に提訴され審理中である。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

区分	注記 番号	前事業年度 (平成19年3月31日)		当事業年度 (平成20年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)					
流動資産					
1 現金預金	2	23,753		23,829	
2 受取手形	3	3,093		592	
3 完成工事未収入金		53,485		52,806	
4 付帯事業等未収入金		168		348	
5 有価証券	2	6		0	
6 未成工事支出金		9,415		11,443	
7 付帯事業等支出金		117		116	
8 材料貯蔵品		6		9	
9 前払費用		144		150	
10 立替金		22,297		15,246	
11 繰延税金資産		4,437		4,458	
12 その他		4,103		5,281	
貸倒引当金		27		6	
流動資産合計		121,002	74.7	114,278	75.1
固定資産					
1 有形固定資産					
(1) 建物	2	13,052		13,053	
減価償却累計額		6,882	6,170	7,150	5,902
(2) 構築物		2,107		2,100	
減価償却累計額		1,642	464	1,674	425
(3) 機械装置		2,424		2,391	
減価償却累計額		2,282	141	2,282	108
(4) 車両運搬具		80		88	
減価償却累計額		60	20	64	23
(5) 工具器具・備品		4,439		4,448	
減価償却累計額		3,888	550	3,976	472
(6) 土地	2		13,863		13,871
有形固定資産合計			21,211		20,803
2 無形固定資産					
(1) 特許権			6		4
(2) ソフトウェア			229		160
(3) その他			124		124
無形固定資産合計			361		288

区分	注記 番号	前事業年度 (平成19年3月31日)		当事業年度 (平成20年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
3 投資その他の資産					
(1) 投資有価証券	2	15,417		12,461	
(2) 関係会社株式	2	606		572	
(3) 出資金		15		15	
(4) 関係会社出資金		73		100	
(5) 長期貸付金		73		72	
(6) 従業員に対する 長期貸付金		14		41	
(7) 関係会社長期貸付金		30		30	
(8) 破産更生債権等		268		267	
(9) 長期前払費用		37		22	
(10) 長期保証金		1,899		1,847	
(11) 繰延税金資産		280		671	
(12) その他	2	796		782	
貸倒引当金		111		111	
投資その他の資産合計		19,404		16,775	
固定資産合計		40,977	25.3	37,867	24.9
資産合計		161,979	100.0	152,146	100.0

区分	注記 番号	前事業年度 (平成19年3月31日)		当事業年度 (平成20年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)					
流動負債					
1 支払手形	1 3	17,951		18,142	
2 工事未払金	1	45,609		35,212	
3 付帯事業等未払金	1	134		116	
4 短期借入金	2	11,989		14,151	
5 未払金		1,208		730	
6 未払費用		153		98	
7 未払法人税等		627		532	
8 未成工事受入金		11,595		18,091	
9 付帯事業等受入金		7		30	
10 預り金	1	23,459		22,242	
11 完成工事補償引当金		607		549	
12 賞与引当金		320		308	
13 工事損失引当金		117		182	
14 その他		2,521		1,519	
流動負債合計		116,304	71.8	111,908	73.5
固定負債					
1 長期借入金	2	12,988		9,136	
2 退職給付引当金		3,935		4,135	
3 環境対策引当金		195		195	
4 その他		22		20	
固定負債合計		17,141	10.6	13,488	8.9
負債合計		133,446	82.4	125,396	82.4

区分	注記 番号	前事業年度 (平成19年3月31日)		当事業年度 (平成20年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(純資産の部)					
株主資本					
1 資本金		12,000	7.4	12,000	7.9
2 資本剰余金					
(1) 資本準備金		3,000		3,000	
(2) その他資本剰余金		6,000		6,000	
資本剰余金合計		9,000	5.6	9,000	5.9
3 利益剰余金					
(1) その他利益剰余金					
優先株式償還積立金		1,000		1,000	
繰越利益剰余金		3,083		3,225	
利益剰余金合計		4,083	2.5	4,225	2.8
4 自己株式		6	0.0	7	0.0
株主資本合計		25,077	15.5	25,218	16.6
評価・換算差額等					
1 その他有価証券評価 差額金		3,418	2.1	1,494	1.0
2 繰延ヘッジ損益		4	0.0	5	0.0
評価・換算差額等合計		3,413	2.1	1,488	1.0
新株予約権		42	0.0	42	0.0
純資産合計		28,533	17.6	26,749	17.6
負債純資産合計		161,979	100.0	152,146	100.0

【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月 31日)		当事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月 31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
売上高					
1 完成工事高		216,337		203,383	
2 付帯事業等売上高		588	216,926	768	204,151
売上原価					
1 完成工事原価	1	201,594		189,353	
2 付帯事業等売上原価		565	202,159	713	190,066
売上総利益					
1 完成工事総利益		14,743		14,029	
2 付帯事業等総利益		23	14,766	54	14,084
販売費及び一般管理費					
1 役員報酬		154		167	
2 従業員給料手当		4,155		4,219	
3 賞与引当金繰入額		67		67	
4 退職金		40		207	
5 退職給付費用		468		576	
6 法定福利費		553		562	
7 福利厚生費		164		116	
8 修繕維持費		84		80	
9 事務用品費		449		476	
10 通信交通費		801		782	
11 動力用水光熱費		67		67	
12 調査研究費		445		439	
13 広告宣伝費		80		75	
14 交際費		242		185	
15 寄附金		15		15	
16 地代家賃		699		687	
17 減価償却費		503		473	
18 租税公課		320		305	
19 保険料		41		37	
20 雑費		514	9,871	399	9,946
営業利益			4,895		4,138
営業外収益					
1 受取利息		51		68	
2 有価証券利息		0		0	
3 受取配当金	1	240		261	
4 保険差益		42			
5 その他		74	409	39	370
営業外費用					
1 支払利息		892		1,033	
2 先行投資費用		446		534	
3 為替差損		306		451	
4 その他		318	1,964	364	2,384
経常利益			3,341		2,124

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)		当事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
特別利益					
1 前期損益修正益	2	60		146	
2 固定資産売却益	3	241			
3 投資有価証券売却益				182	
4 貸倒引当金戻入益		116			
5 その他		23	440	45	374
			0.2		0.2
特別損失					
1 投資有価証券評価損		171			
2 ゴルフ会員権等評価損		117			
3 環境対策引当金繰入額		195			
4 訴訟和解費用		192			
5 損害賠償金等		257		262	
6 その他		109	1,043	49	312
			0.4		0.1
税引前当期純利益			2,738		2,186
			1.3		1.1
法人税、住民税及び 事業税		904		762	
法人税等調整額		1,158	2,062	908	1,670
			1.0		0.8
当期純利益			675		516
			0.3		0.3

完成工事原価報告書

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)		当事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
材料費		29,217	14.5	32,024	16.9
労務費		569	0.3	626	0.3
(うち労務外注費)		(569)	(0.3)	(626)	(0.3)
外注費		138,406	68.6	128,322	67.8
経費		33,401	16.6	28,379	15.0
(うち人件費)		(15,481)	(7.7)	(13,854)	(7.3)
計		201,594	100.0	189,353	100.0

(注) 原価計算の方法は、個別原価計算である。

付帯事業等売上原価報告書

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)		当事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
付帯事業費用		565		713	
計		565	100.0	713	100.0

(注) 原価計算の方法は、個別原価計算である。

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

項目	株主資本								自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金		利益剰余金 合計			
					優先株式 償還積立金	繰越利益 剰余金				
平成18年3月31日残高 (百万円)	12,000	3,000	6,000	9,000	1,000	2,766	3,766	4	24,761	
事業年度中の変動額										
剰余金の配当(注)						357	357		357	
当期純利益						675	675		675	
自己株式の取得								1	1	
株主資本以外の項目 の事業年度中の変動 額(純額)										
事業年度中の変動額 合計(百万円)						317	317	1	315	
平成19年3月31日残高 (百万円)	12,000	3,000	6,000	9,000	1,000	3,083	4,083	6	25,077	

項目	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計		
平成18年3月31日残高 (百万円)	2,482		2,482	42	27,286
事業年度中の変動額					
剰余金の配当(注)					357
当期純利益					675
自己株式の取得					1
株主資本以外の項目 の事業年度中の変動 額(純額)	936	4	931		931
事業年度中の変動額 合計(百万円)	936	4	931		1,247
平成19年3月31日残高 (百万円)	3,418	4	3,413	42	28,533

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目である。

当事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

項目	株主資本								自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金		利益剰余金 合計			
					優先株式 償還積立金	繰越利益 剰余金				
平成19年3月31日残高 (百万円)	12,000	3,000	6,000	9,000	1,000	3,083	4,083	6	25,077	
事業年度中の変動額										
剰余金の配当						373	373		373	
当期純利益						516	516		516	
自己株式の取得								1	1	
株主資本以外の項目 の事業年度中の変動 額(純額)										
事業年度中の変動額 合計(百万円)						142	142	1	140	
平成20年3月31日残高 (百万円)	12,000	3,000	6,000	9,000	1,000	3,225	4,225	7	25,218	

項目	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計		
平成19年3月31日残高 (百万円)	3,418	4	3,413	42	28,533
事業年度中の変動額					
剰余金の配当					373
当期純利益					516
自己株式の取得					1
株主資本以外の項目 の事業年度中の変動 額(純額)	1,924	1	1,925		1,925
事業年度中の変動額 合計(百万円)	1,924	1	1,925		1,784
平成20年3月31日残高 (百万円)	1,494	5	1,488	42	26,749

重要な会計方針

	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	満期保有目的の債券 償却原価法 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 その他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの 移動平均法による原価法	満期保有目的の債券 同左 子会社株式及び関連会社株式 同左 その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左
2 デリバティブ等の評価基準及び評価方法	デリバティブ 時価法	デリバティブ 同左
3 たな卸資産の評価基準及び評価方法	未成工事支出金 個別法による原価法 付帯事業等支出金 個別法による原価法 材料貯蔵品 移動平均法による原価法	未成工事支出金 同左 付帯事業等支出金 同左 材料貯蔵品 同左
4 固定資産の減価償却の方法	有形固定資産 建物については定額法、その他の有形固定資産については定率法によっている。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっている。 無形固定資産 定額法によっている。なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっている。 ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっている。	有形固定資産 建物については定額法、その他の有形固定資産については定率法によっている。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっている。 (会計方針の変更) 法人税法の改正((所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日法律第6号)及び(法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号))に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産については改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更している。 なお、この変更による損益に与える影響は軽微である。 (追加情報) 法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌事業年度から5年間で均等償却する方法によっている。 この変更により、営業利益は72百万円、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ75百万円減少している。 無形固定資産 同左

	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
5 引当金の計上基準	<p>貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。 なお、回収可能性がほとんどないと判断した回収不能見込額(722百万円)については、金融商品に係る会計基準(「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成11年1月22日))の適用により、債権から直接減額している。</p> <p>完成工事補償引当金 完成工事にかかわる責任補修に備えるため、過去の一定期間における補修実績率に基づいて計上している。</p> <p>賞与引当金 従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額基準により計上している。</p> <p>工事損失引当金 受注工事に係わる将来の損失に備えるため、損失発生の可能性が高く、かつ、その損失見込額を合理的に見積もることができる工事について、当該損失見込額を計上している。</p> <p>退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上している。 会計基準変更時差異(9,984百万円)については、15年による按分額を費用処理している。 数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により翌事業年度から費用処理することとしている。 なお、当社は会社分割により会計基準変更時差異及び数理計算上の差異を承継しており、上記費用処理年数は承継前の期間を含めた年数となっている。</p> <p>環境対策引当金 「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」により義務付けられているPCB廃棄物の処理に備えるため、当該処理費用見込額を計上している。</p>	<p>貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。 なお、回収可能性がほとんどないと判断した回収不能見込額(323百万円)については、金融商品に係る会計基準(「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成11年1月22日))の適用により、債権から直接減額している。</p> <p>完成工事補償引当金 同左</p> <p>賞与引当金 同左</p> <p>工事損失引当金 同左</p> <p>退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上している。 会計基準変更時差異(9,984百万円)については、15年による按分額を費用処理している。 数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(9年)による定額法により翌事業年度から費用処理することとしている。 なお、当社は会社分割により会計基準変更時差異及び数理計算上の差異を承継しており、上記費用処理年数は承継前の期間を含めた年数となっている。</p> <p>環境対策引当金 同左</p>

	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
6 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。	同左
7 ヘッジ会計の方法	<p>ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっている。ただし、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っている。</p> <p>また、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用している。</p> <p>ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 デリバティブ取引(金利スワップ及び為替予約取引) ヘッジ対象 相場変動等による損失の可能性がある資産・負債のうち、相場変動等が評価に反映されていないもの及びキャッシュ・フローが固定されその変動が回避されるもの。</p> <p>ヘッジ方針 現在又は将来において、ヘッジ対象となる資産・負債が存在する場合に限りデリバティブ取引を利用する方針であり、短期的な売買差益の獲得や投機を目的とするデリバティブ取引は行わない。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性の判定時点までの期間におけるヘッジ対象及びヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計額を比較することにより、ヘッジの有効性を評価している。</p>	<p>ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 同左</p> <p>ヘッジ対象 同左</p> <p>ヘッジ方針 同左</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法 同左</p>
8 完成工事高の計上基準	原則として工事進行基準を採用している。ただし、工期1年以下又は請負金額1億円未満の工事については工事完成基準によっている。 なお、工事進行基準によった完成工事高は121,046百万円、完成工事原価は112,870百万円である。	原則として工事進行基準を採用している。ただし、工期1年以下又は請負金額1億円未満の工事については工事完成基準によっている。 なお、工事進行基準によった完成工事高は128,850百万円、完成工事原価は120,421百万円である。
9 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理は、税抜方式によっている。	消費税等の会計処理 同左

財務諸表作成の基本となる重要な会計方針の変更

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等) 当事業年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用している。 これによる損益に与える影響はない。 なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は28,495百万円である。 財務諸表等規則の改正により、当事業年度における財務諸表は、改正後の財務諸表等規則により作成している。</p>	

表示方法の変更

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>(損益計算書関係)</p> <p>1 前事業年度において特別損失の「その他」に含めていた「ゴルフ会員権等評価損」は、特別損失の総額の100分の10を超えたため、当事業年度より区分掲記している。 なお、前事業年度の特別損失の「その他」に含まれる「ゴルフ会員権等評価損」は16百万円である。</p>	
<p>(損益計算書関係)</p> <p>1 前事業年度において区分掲記していた「固定資産売却益」(当事業年度6百万円)は、特別利益の総額の100分の10以下となったため、特別利益の「その他」に含めて表示している。</p> <p>2 前事業年度において区分掲記していた「貸倒引当金戻入益」(当事業年度20百万円)は、特別利益の総額の100分の10以下となったため、特別利益の「その他」に含めて表示している。</p> <p>3 前事業年度において特別利益の「その他」に含めていた「投資有価証券売却益」は、特別利益の総額の100分の10を超えたため、当事業年度より区分掲記している。 なお、前事業年度の「投資有価証券売却益」の額は0百万円である。</p> <p>4 前事業年度において区分掲記していた「投資有価証券評価損」(当事業年度29百万円)は、特別損失の総額の100分の10以下となったため、特別損失の「その他」に含めて表示している。</p> <p>5 前事業年度において区分掲記していた「訴訟和解費用」(当事業年度9百万円)は、特別損失の総額の100分の10以下となったため、特別損失の「その他」に含めて表示している。</p>	

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成19年3月31日)	当事業年度 (平成20年3月31日)																																																										
<p>1 1 このうち関係会社に対するものは次のとおりである。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">支払手形、工事未払金 及び付帯事業等未払金</td> <td style="text-align: right; vertical-align: bottom;">14,377百万円</td> </tr> </table>	支払手形、工事未払金 及び付帯事業等未払金	14,377百万円	<p>1 1 このうち関係会社に対するものは次のとおりである。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">支払手形、工事未払金 及び付帯事業等未払金</td> <td style="text-align: right; vertical-align: bottom;">12,415百万円</td> </tr> <tr> <td>預り金</td> <td style="text-align: right;">3,000</td> </tr> </table>	支払手形、工事未払金 及び付帯事業等未払金	12,415百万円	預り金	3,000																																																				
支払手形、工事未払金 及び付帯事業等未払金	14,377百万円																																																										
支払手形、工事未払金 及び付帯事業等未払金	12,415百万円																																																										
預り金	3,000																																																										
<p>2 2 担保に供している資産は次のとおりである。 (イ)次の債務に対して下記の資産を担保に供している。 債務の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">短期借入金</td> <td style="text-align: right;">4,789百万円</td> </tr> <tr> <td>長期借入金</td> <td style="text-align: right;">12,988</td> </tr> <tr> <td colspan="2">担保差入資産</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td style="text-align: right;">5,052百万円</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td style="text-align: right;">13,471</td> </tr> <tr> <td>投資有価証券</td> <td style="text-align: right;">9,319</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">27,844</td> </tr> </table> <p>(ロ)工事保証等に対して下記の資産を担保に供している。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金預金</td> <td style="text-align: right;">481百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td style="text-align: right;">1</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td style="text-align: right;">288</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td style="text-align: right;">84</td> </tr> <tr> <td>投資有価証券</td> <td style="text-align: right;">883</td> </tr> <tr> <td>投資その他の資産・ その他</td> <td style="text-align: right;">167</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,906</td> </tr> </table> <p>(ハ)関係会社の借入金(2,944百万円)に対して下記の資産を担保に供している。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">関係会社株式</td> <td style="text-align: right;">20百万円</td> </tr> </table>	短期借入金	4,789百万円	長期借入金	12,988	担保差入資産		建物	5,052百万円	土地	13,471	投資有価証券	9,319	計	27,844	現金預金	481百万円	有価証券	1	建物	288	土地	84	投資有価証券	883	投資その他の資産・ その他	167	計	1,906	関係会社株式	20百万円	<p>2 2 担保に供している資産は次のとおりである。 (イ)次の債務に対して下記の資産を担保に供している。 債務の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">短期借入金</td> <td style="text-align: right;">8,484百万円</td> </tr> <tr> <td>長期借入金</td> <td style="text-align: right;">7,586</td> </tr> <tr> <td colspan="2">担保差入資産</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td style="text-align: right;">4,841百万円</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td style="text-align: right;">13,471</td> </tr> <tr> <td>投資有価証券</td> <td style="text-align: right;">7,065</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">25,378</td> </tr> </table> <p>(ロ)工事保証等に対して下記の資産を担保に供している。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">有価証券</td> <td style="text-align: right;">0百万円</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td style="text-align: right;">273</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td style="text-align: right;">84</td> </tr> <tr> <td>投資有価証券</td> <td style="text-align: right;">640</td> </tr> <tr> <td>投資その他の資産・ その他</td> <td style="text-align: right;">167</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,166</td> </tr> </table> <p>(ハ)関係会社の借入金(3,295百万円)に対して下記の資産を担保に供している。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">関係会社株式</td> <td style="text-align: right;">20百万円</td> </tr> </table>	短期借入金	8,484百万円	長期借入金	7,586	担保差入資産		建物	4,841百万円	土地	13,471	投資有価証券	7,065	計	25,378	有価証券	0百万円	建物	273	土地	84	投資有価証券	640	投資その他の資産・ その他	167	計	1,166	関係会社株式	20百万円
短期借入金	4,789百万円																																																										
長期借入金	12,988																																																										
担保差入資産																																																											
建物	5,052百万円																																																										
土地	13,471																																																										
投資有価証券	9,319																																																										
計	27,844																																																										
現金預金	481百万円																																																										
有価証券	1																																																										
建物	288																																																										
土地	84																																																										
投資有価証券	883																																																										
投資その他の資産・ その他	167																																																										
計	1,906																																																										
関係会社株式	20百万円																																																										
短期借入金	8,484百万円																																																										
長期借入金	7,586																																																										
担保差入資産																																																											
建物	4,841百万円																																																										
土地	13,471																																																										
投資有価証券	7,065																																																										
計	25,378																																																										
有価証券	0百万円																																																										
建物	273																																																										
土地	84																																																										
投資有価証券	640																																																										
投資その他の資産・ その他	167																																																										
計	1,166																																																										
関係会社株式	20百万円																																																										
<p>3 保証債務 (イ)下記の借入金等について保証を行っている。 従業員住宅ローン 180百万円</p> <p>(ロ)下記の会社のマンション売買契約手付金の返済について保証を行っている。 扶桑レクセル(株)・有楽土地(株) 1,533百万円 (株)アートハウジング 63</p> <p style="text-align: right;">計 1,596</p> <p>(ハ)下記の関係会社のPFI事業に係る履行保証保険契約について連帯保証を行っている。 (株)くまもとアカデミックサービス 52百万円 なお、上記金額は、当社負担額を記載している。</p>	<p>3 保証債務 (イ)下記の借入金等について保証を行っている。 従業員住宅ローン 99百万円</p> <p>(ロ)</p> <p>(ハ)</p>																																																										
<p>4 3 期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理している。 なお、当事業年度の末日は金融機関の休日であったため、次の満期手形が事業年度末日残高に含まれている。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">受取手形</td> <td style="text-align: right;">289百万円</td> </tr> <tr> <td>支払手形</td> <td style="text-align: right;">10</td> </tr> </table>	受取手形	289百万円	支払手形	10	<p>4</p>																																																						
受取手形	289百万円																																																										
支払手形	10																																																										

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	
1	1	1	1
このうち関係会社との取引にかかるものが次のとおり含まれている。		このうち関係会社との取引にかかるものが次のとおり含まれている。	
	完成工事原価 43,255百万円		完成工事原価 41,874百万円
	受取配当金 45		受取配当金 64
2	研究開発費	2	研究開発費
一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額は、1,317百万円である。		一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額は、1,337百万円である。	
3		3	2
		前期損益修正益の内訳は次のとおりである。	
			支払不要債務戻入益 145百万円
			その他 1
			計 146
4	3	4	
固定資産売却益の内訳は次のとおりである。			
	土地 240百万円		
	その他 1		
	計 241		

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数(千株)	増加株式数(千株)	減少株式数(千株)	当事業年度末 株式数(千株)
普通株式	17	8		25

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りである。

単元未満株式の買取りによる増加 8千株

当事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数(千株)	増加株式数(千株)	減少株式数(千株)	当事業年度末 株式数(千株)
普通株式	25	8		34

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りである。

単元未満株式の買取りによる増加 8千株

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)				当事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)																							
(借手側) リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (イ)リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額				(借手側) リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (イ)リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額																							
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)																				
車両運搬具	196	95	101	車両運搬具	148	79	69																				
工具器具・備品	612	271	341	工具器具・備品	917	333	583																				
その他	9	3	5	その他	9	5	4																				
合計	818	370	448	合計	1,074	417	657																				
<p>なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定している。</p> <p>(ロ)未経過リース料期末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>181百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>267</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>448</td> </tr> </table> <p>なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定している。</p> <p>(ハ)支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>206百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>206</td> </tr> </table> <p>(ニ)減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。</p> <p>(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はないため、項目等の記載は省略している。</p>				1年内	181百万円	1年超	267	計	448	支払リース料	206百万円	減価償却費相当額	206	<p>同左</p> <p>(ロ)未経過リース料期末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>273百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>383</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>657</td> </tr> </table> <p>同左</p> <p>(ハ)支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>191百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>191</td> </tr> </table> <p>(ニ)減価償却費相当額の算定方法 同左</p> <p>(減損損失について) 同左</p>				1年内	273百万円	1年超	383	計	657	支払リース料	191百万円	減価償却費相当額	191
1年内	181百万円																										
1年超	267																										
計	448																										
支払リース料	206百万円																										
減価償却費相当額	206																										
1年内	273百万円																										
1年超	383																										
計	657																										
支払リース料	191百万円																										
減価償却費相当額	191																										

(有価証券関係)

前事業年度(自平成18年 4月 1日 至平成19年 3月31日)及び当事業年度(自平成19年 4月 1日 至平成20年 3月31日)における子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはない。

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成19年3月31日)	当事業年度 (平成20年3月31日)																																																						
<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">(繰延税金資産)</th> <th style="text-align: right;">百万円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>繰越欠損金</td><td style="text-align: right;">1,069</td></tr> <tr><td>貸倒引当金損金</td><td style="text-align: right;">909</td></tr> <tr><td>算入限度超過額</td><td style="text-align: right;">214</td></tr> <tr><td>進行基準決算損</td><td style="text-align: right;">1,549</td></tr> <tr><td>退職給付引当金</td><td style="text-align: right;">4,932</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">8,674</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right;">1,611</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">7,063</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right;">8,674</td></tr> <tr> <td>(繰延税金負債)</td> <td></td> </tr> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td style="text-align: right;">2,345</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td style="text-align: right;">2,345</td></tr> <tr><td>繰延税金資産の純額</td><td style="text-align: right;">4,717</td></tr> </tbody> </table>	(繰延税金資産)	百万円	繰越欠損金	1,069	貸倒引当金損金	909	算入限度超過額	214	進行基準決算損	1,549	退職給付引当金	4,932	その他	8,674	繰延税金資産小計	1,611	評価性引当額	7,063	繰延税金資産合計	8,674	(繰延税金負債)		その他有価証券評価差額金	2,345	繰延税金負債合計	2,345	繰延税金資産の純額	4,717	<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">(繰延税金資産)</th> <th style="text-align: right;">百万円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>貸倒引当金損金</td><td style="text-align: right;">742</td></tr> <tr><td>算入限度超過額等</td><td style="text-align: right;">498</td></tr> <tr><td>進行基準決算損</td><td style="text-align: right;">1,637</td></tr> <tr><td>退職給付引当金</td><td style="text-align: right;">5,038</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">7,917</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right;">1,761</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">6,155</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right;">7,917</td></tr> <tr> <td>(繰延税金負債)</td> <td></td> </tr> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td style="text-align: right;">1,025</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td style="text-align: right;">1,025</td></tr> <tr><td>繰延税金資産の純額</td><td style="text-align: right;">5,130</td></tr> </tbody> </table>	(繰延税金資産)	百万円	貸倒引当金損金	742	算入限度超過額等	498	進行基準決算損	1,637	退職給付引当金	5,038	その他	7,917	繰延税金資産小計	1,761	評価性引当額	6,155	繰延税金資産合計	7,917	(繰延税金負債)		その他有価証券評価差額金	1,025	繰延税金負債合計	1,025	繰延税金資産の純額	5,130
(繰延税金資産)	百万円																																																						
繰越欠損金	1,069																																																						
貸倒引当金損金	909																																																						
算入限度超過額	214																																																						
進行基準決算損	1,549																																																						
退職給付引当金	4,932																																																						
その他	8,674																																																						
繰延税金資産小計	1,611																																																						
評価性引当額	7,063																																																						
繰延税金資産合計	8,674																																																						
(繰延税金負債)																																																							
その他有価証券評価差額金	2,345																																																						
繰延税金負債合計	2,345																																																						
繰延税金資産の純額	4,717																																																						
(繰延税金資産)	百万円																																																						
貸倒引当金損金	742																																																						
算入限度超過額等	498																																																						
進行基準決算損	1,637																																																						
退職給付引当金	5,038																																																						
その他	7,917																																																						
繰延税金資産小計	1,761																																																						
評価性引当額	6,155																																																						
繰延税金資産合計	7,917																																																						
(繰延税金負債)																																																							
その他有価証券評価差額金	1,025																																																						
繰延税金負債合計	1,025																																																						
繰延税金資産の純額	5,130																																																						
<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: right;">%</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>法定実効税率</td><td style="text-align: right;">40.7</td></tr> <tr><td>(調整)</td><td></td></tr> <tr><td>永久に損金に算入されない項目</td><td style="text-align: right;">14.8</td></tr> <tr><td>住民税均等割等</td><td style="text-align: right;">8.8</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">11.0</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td style="text-align: right;">75.3</td></tr> </tbody> </table>		%	法定実効税率	40.7	(調整)		永久に損金に算入されない項目	14.8	住民税均等割等	8.8	その他	11.0	税効果会計適用後の法人税等の負担率	75.3	<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: right;">%</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>法定実効税率</td><td style="text-align: right;">40.7</td></tr> <tr><td>(調整)</td><td></td></tr> <tr><td>永久に損金に算入されない項目</td><td style="text-align: right;">13.0</td></tr> <tr><td>住民税均等割等</td><td style="text-align: right;">11.0</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">11.7</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td style="text-align: right;">76.4</td></tr> </tbody> </table>		%	法定実効税率	40.7	(調整)		永久に損金に算入されない項目	13.0	住民税均等割等	11.0	その他	11.7	税効果会計適用後の法人税等の負担率	76.4																										
	%																																																						
法定実効税率	40.7																																																						
(調整)																																																							
永久に損金に算入されない項目	14.8																																																						
住民税均等割等	8.8																																																						
その他	11.0																																																						
税効果会計適用後の法人税等の負担率	75.3																																																						
	%																																																						
法定実効税率	40.7																																																						
(調整)																																																							
永久に損金に算入されない項目	13.0																																																						
住民税均等割等	11.0																																																						
その他	11.7																																																						
税効果会計適用後の法人税等の負担率	76.4																																																						

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)		当事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	
1株当たり純資産額	172.71円	1株当たり純資産額	154.30円
1株当たり当期純利益金額	4.52円	1株当たり当期純利益金額	2.34円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	4.51円	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載していない。	

(注) 1. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)	当事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(百万円)	675	516
普通株主に帰属しない金額(百万円)	223	281
(うち剰余金の処分による優先株式配当額(百万円))	223	281
普通株式に係る当期純利益(百万円)	451	234
普通株式の期中平均株式数(千株)	99,978	99,969
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(百万円)		
(うち剰余金の処分による優先株式配当額(百万円))		
普通株式増加数(千株)	91	
(うち優先株式(千株))		
(うち新株予約権(千株))	91	
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	第 種優先株式、第 種優先株式、第 種優先株式及び第 種優先株式。	第 種優先株式、第 種優先株式及び第 種優先株式及び新株予約権。 なお、これらの概要は「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況」に記載の通り。

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前事業年度 平成19年 3月31日	当事業年度 平成20年 3月31日
純資産の部の合計額(百万円)	28,533	26,749
純資産の部の合計額から控除する額(百万円)	11,266	11,324
(うち残余財産分配請求権が優先的な株式の払込金額(百万円))	11,000	11,000
(うち剰余金の処分による優先株式配当額(百万円))	223	281
(うち新株予約権(百万円))	42	42
普通株式に係る純資産額(百万円)	17,267	15,425
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(千株)	99,974	99,965

(重要な後発事象)

該当事項なし。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額(百万円)
(投資有価証券)		
その他有価証券		
東日本旅客鉄道(株)	2,090	1,732
関西電力(株)	508,000	1,259
東京電力(株)	375,300	1,000
京阪電気鉄道(株)	1,958,000	898
中部電力(株)	273,000	679
日本原燃(株)	66,664	666
名古屋鉄道(株)	1,990,000	644
東海旅客鉄道(株)	617	635
西日本鉄道(株)	1,569,480	560
ブルドックソース(株)	1,808,000	461
J F E ホールディングス(株)	97,300	430
四国電力(株)	112,000	332
関西国際空港(株)	6,300	315
九州電力(株)	121,000	294
京成電鉄(株)	467,000	249
東北電力(株)	88,000	214
東京湾横断道路(株)	4,200	210
首都圏新都市鉄道(株)	4,000	200
阪急阪神ホールディングス(株)	383,000	165
中国電力(株)	58,000	128
中部国際空港(株)	2,536	126
その他(91銘柄)	2,472,710	1,255
計	12,367,197	12,461

【債券】

銘柄	券面総額(百万円)	貸借対照表計上額(百万円)
(有価証券)		
満期保有目的の債券		
フィリピン共和国国債(2銘柄)	0	0
計	0	0

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	13,052	0		13,053	7,150	268	5,902
構築物	2,107	1	8	2,100	1,674	39	425
機械装置	2,424		33	2,391	2,282	29	108
車両運搬具	80	15	8	88	64	9	23
工具器具・備品	4,439	34	25	4,448	3,976	112	472
土地	13,863	8		13,871			13,871
有形固定資産計	35,968	60	75	35,953	15,149	459	20,803
無形固定資産							
特許権	39			39	35	2	4
ソフトウェア	1,233	42		1,276	1,115	111	160
その他	141		0	141	17	0	124
無形固定資産計	1,414	42	0	1,456	1,168	114	288
長期前払費用	52			52	30	15	22
繰延資産							
繰延資産計							

【引当金明細表】

区分	期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金 1	138	6	0	27	117
完成工事補償引当金 2	607	549	346	260	549
賞与引当金	320	308	320		308
工事損失引当金	117	182	117		182
環境対策引当金	195				195

- 1 貸倒引当金の当期減少額（その他）は、一般債権の貸倒実績率の見直しによる洗替額27百万円である。
2 完成工事補償引当金の当期減少額（その他）は、補修実績率の見直しによる洗替額260百万円である。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

1 資産の部

(イ)現金預金

区分	金額(百万円)
現金	60
預金	
当座預金	8,070
普通預金	14,072
通知預金	10
定期預金	1,613
その他	2
計	23,829

(ロ)受取手形

(a) 相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
(医)白十字会	107
モリリン㈱	92
川島商事㈱	69
センコー㈱	48
住重環境エンジニアリング㈱	31
その他	242
計	592

(b) 決済月別内訳

決済月	金額(百万円)
平成20年4月	51
5月	133
6月	261
7月	143
8月	2
計	592

(八)完成工事未収入金及び付帯事業等未収入金

(a) 相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
三井不動産レジデンシャル(株)	3,069
国土交通省	1,095
(株)カナックス	901
農林水産省	683
中日本高速道路(株)	529
その他	46,873
計	53,154

(b) 滞留状況

計上期別	完成工事未収入金 (百万円)	付帯事業等未収入金 (百万円)
平成20年3月期 計上額	49,708	348
平成19年3月期以前 計上額	3,097	
計	52,806	348

(二)未成工事支出金

期首残高 (百万円)	当期支出額 (百万円)	完成工事原価への振替額 (百万円)	期末残高 (百万円)
9,415	191,381	189,353	11,443

期末残高の内訳は次のとおりである。

材料費	1,139 百万円
労務費	0
外注費	5,894
経費	4,409
計	11,443

(ホ)立替金

区分	金額(百万円)
J V関係立替金	15,014
その他	232
計	15,246

2 負債の部

(イ) 支払手形

(a) 相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
(株)カナックス	439
山崎建設(株)	384
丸紅建設(株)	382
(株)九電工	305
三愛プラント工業(株)	277
その他	16,353
計	18,142

(b) 決済月別内訳

決済月	金額(百万円)
平成20年 4月	4,600
5月	4,946
6月	4,107
7月	4,488
計	18,142

(ロ) 工事未払金及び付帯事業等未払金

相手先	金額(百万円)
ハザマ興業(株)	10,937
青山機工(株)	1,441
(株)きんでん	375
三愛プラント工業(株)	248
(株)カナックス	231
その他	22,094
計	35,329

(八)短期借入金

相手先	期末残高(百万円)
(株)みずほコーポレート銀行	3,829
三菱UFJ信託銀行(株)	2,255
(株)八十二銀行	1,000
信金中央金庫	866
日証金信託銀行(株)	850
その他	5,349
計	14,151

(二)未成工事受入金

期首残高 (百万円)	当期受入額 (百万円)	完成工事高への振替額 (百万円)	期末残高 (百万円)
11,595	160,577	154,081	18,091

(注) 損益計算書の完成工事高203,383百万円と上記完成工事高への振替額との差額49,301百万円は完成工事未収入金である。

なお、「(1)資産の部(八)完成工事未収入金及び付帯事業等未収入金、(b)滞留状況」の完成工事未収入金当期計上額49,708百万円との差額407百万円は消費税等部分の未収入金である。

(ホ)預り金

区分	金額(百万円)
JV関係預り金	12,437
仮受消費税	6,062
その他	3,742
計	22,242

(ヘ)長期借入金

相手先	期末残高(百万円)
(株)みずほコーポレート銀行	7,411
(株)東邦銀行	550
信金中央金庫	250
(株)横浜銀行	250
(株)静岡銀行	250
その他	425
計	9,136

(3) 【その他】

重要な訴訟事件等

現在、当社を含む多数の建設会社を被告とする全国トンネルじん肺訴訟が、全国4地方裁判所に提訴され
審理中である。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
株券の種類	100,000株券 10,000株券 1,000株券 500株券 100株券 100株未満の端数株券
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 各支店 野村證券株式会社全国各本支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	新株券1枚につき250円
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 各支店 野村證券株式会社全国各本支店
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。なお、電子公告は当社ホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりである。 http://www.hazama.co.jp/koukoku/
株主に対する特典	なし

(注) 当会社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はない。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出している。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度 第4期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日) 平成19年6月29日関東財務局長に提出

(2) 有価証券報告書の訂正報告書

事業年度 第4期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日) の有価証券報告書に係る訂正報告書平成19年7月13日、平成19年10月9日関東財務局長に提出

(3) 半期報告書

事業年度 第5期中(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日) 平成19年11月28日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号(代表取締役の異動)に基づく臨時報告書 平成19年12月14日関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

独立監査人の監査報告書

平成19年6月28日

株式会社 間組
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士 望月正芳
指定社員 業務執行社員	公認会計士 井上智由

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社間組の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社間組及び連結子会社の平成19年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年6月27日

株式会社 間組
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士 望月正芳
指定社員 業務執行社員	公認会計士 井上智由

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社間組の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社間組及び連結子会社の平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成19年6月28日

株式会社 間組
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士 望月正芳
指定社員 業務執行社員	公認会計士 井上智由

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社間組の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第4期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社間組の平成19年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年6月27日

株式会社 間組
取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士 望 月 正 芳
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士 井 上 智 由

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社間組の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第5期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社間組の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。